6月20日 (火)



令和5年6月20日(火曜日)

午前10時0分開議

```
員 (39名)
出席
       議
  1番
        下
            沖
                篤
                    史
                         (新
                              生
                                  会)
  2番
        齊
            藤
                了
                    介
                         (志
                              誠
                                  会)
  3番
        黒
            岩
                保
                    雄
                         (緑
                              風
                                  会)
                    郎
  4番
        永
            Ш
                敏
                         (県民連合立憲)
  5番
        今
            村
                光
                    雄
                         (公明党宮崎県議団)
        工
                    久
  6番
            藤
                隆
                         (
                              同
                                    )
  7番
        Ш
            添
                    博
                         (宮崎県議会自由民主党)
        荒
            神
                    稔
  8番
                          (
                              同
                                    )
                                    )
  9番
        福
            田
                新
                         (
                              同
        本
                利
                    弘
                          (
                                    )
 10番
            田
                              同
                                    )
            内
                いっとく
                          (
                              百
 11番
        Ш
 12番
        山
            П
                俊
                    樹
                          (
                              同
                                    )
                    守
        濵
            砂
                          (
                                    )
 13番
                              己
        内
                理
                    佐
                         (みやざき未来の会)
 14番
            田
 15番
                のりこ
                                  会)
        脇
            谷
                         (親
                              和
                         (県民連合立憲)
 16番
        松
            本
                哲
                    也
 17番
        山
            内
                佳菜子
                         (
                              司
 18番
        坂
            本
                康
                    郎
                         (公明党宮崎県議団)
 19番
        西
            村
                    賢
                         (宮崎県議会自由民主党)
                    之
 20番
            見
                康
                          (
                              同
                                    )
 21番
        後
            藤
                哲
                    朗
                          (
                              己
                                    )
 22番
        Щ
            下
                    寿
                          (
                              同
                                    )
 23番
        野
            崹
                幸
                    士
                          (
                              同
                                    )
                    洋
                                    )
 24番
        佐
            藤
                雅
                          (
                              己
 25番
        安
            田
                厚
                    生
                          (
                              同
                                    )
 26番
        日
            髙
                利
                    夫
                          (
                              百
            師
                博
                    規
                         (無所属の会 チームひむか)
 27番
        义
        前屋敷
                恵
                    美
 28番
                       (日本共産党宮崎県議会議員団)
 29番
        井
            本
                英
                    雄
                         (自民党同志会)
        岩
                達
                    哉
                         (県民連合立憲)
 30番
            切
        重
            松
                幸次郎
                         (公明党宮崎県議団)
 31番
                         (宮崎県議会自由民主党)
 32番
        坂
                博
                    美
            П
 33番
        武
            田
                浩
                          (
                              同
                                    )
                    三
                                    )
 34番
        山
            下
                博
                          (
                              百
                                    )
 35番
         日
            髙
                陽
                              同
                裕次郎
 36番
        丸
            Ш
                          (
                              百
                                    )
        中
            野
                                    )
 37番
                    則
                          (
                              同
 38番
        外
            Щ
                    衛
                          (
                              司
                                    )
 39番
         日
            高
                博
                    之
                          (
                              同
                                    )
```

地方自治法第121条による出席者 事 知 河 野 俊 嗣 副 知 事 日 隈 俊 郎 総 合 政 策 部 長 重黒木 清 政 策 調 整 監 吉 村 達 也 長 総 務 部 渡 辺 善 敬 危機管理統括監 横 Ш 直 樹 福祉保健部次長 津 田 君 彦 環 境森林部 長 殿 所 大 明 裕太郎 商工観光労働部長 丸 Щ 農 政水産 部 長 久 保 昌 広 土 整 備 部 耕 治 県 長 原 П 管 者 숲 計 理 長 倉 佐知子 長 井 手 企 業 局 義 哉 長 局 吉 村 久 人 病 院 総務部参事兼財政課長 妻 克 明 高 長 黒 木 淳一郎 教 育 長 之 警 察 本 部 Ш 本 将 選挙管理委員長 茂 雄 代表監查委 |||野 美奈子 人事委員会事務局長 \blacksquare 村 伸 夫 事務局職員出席者 事 務 長 渡久山 武 志 局 事 務 局 長 鬼 Ш 真 治 次 事 課 長 大 議 福 島 久 政 策 調 査 課 長 牧 浩 子 議 事 課 長 補 佐. 佐. 藤 亮 事 担当 弓 削 宏 議 主 幹 知 事課主任主事 上 溒 祐 也 議事課主任主事 Ш 本 聡

◎ 議案第27号追加上程

○濵砂 守議長 これより本日の会議を開きま す。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及 び議案・請願の委員会付託でありますが、お手 元に配付のとおり、知事から議案第27号の送付 を受けましたので、本案を日程に追加し、議題 とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○演砂 守議長 御異議ありませんので、その ように決定いたしました。

議案第27号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○濵砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説 明を求めます。

○知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕 おはようござ います。それでは、ただいま提案いたしました 議案第27号について御説明申し上げます。

このたび、副知事、永山寛理氏より、令和5 年7月10日付で辞職したい旨の申出がありまし たので、その後任として佐藤弘之氏を令和5年 7月11日付で副知事に選任いたしたく、地方自 治法第162条の規定により、県議会の同意を求め るものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げま す。〔降壇〕

○濵砂 守議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○濵砂 守議長 ただいまから一般質問に入り ます。まず、二見康之議員。

〇二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようご

まず初めに、福祉施策関係について伺いたい と思います。

皆さんは「ごめんなさいね おかあさん」と いう詩を御存じでしょうか。この詩は、1960年 生まれの重度の脳性麻痺の少年が、15歳のとき につくったものだそうです。

彼は、知能は正常であったものの、全身が不 自由で、言葉を話すこともできない体で、この 詩に命の丈を託しました。

この詩は、彼がお母さんへの気持ちを何か月 もかけて、支援学校の先生と二人三脚でつくら れたそうです。先生が彼を抱き、言葉を示しま す。彼がその言葉を気に入ったらウインクで 「イエス」、違ったら舌を出して「ノー」の意 思を表示することで言葉を紡ぎました。御紹介 したいと思います。

「ごめんなさいね おかあさん」 ごめんなさいね おかあさん ごめんなさいね おかあさん ぼくが生まれて ごめんなさい ぼくを背負う かあさんの 細いうなじに ぼくはいう ぼくさえ 生まれなかったら かあさんの しらがもなかったろうね 大きくなった このぼくを 背負って歩く 悲しさも 「かたわな子だね」とふりかえる つめたい視線に 泣くことも

彼の誕生は、誰に謝る必要もないものであり ます。しかし、彼にとっては、「僕が生まれて ごめんなさい」と、当時は言わざるを得ないよ うな世の中でありました。

ぼくさえ 生まれなかったら

そして、この詩を読んだ母親がその日の夜に ざいます。通告に従い一般質問をいたします。 つくられたのが、次の「私の息子よ」という詩 です。

「わたしの息子よ」 わたしの息子よ ゆるしてね わたしのむすこよ ゆるしてね このかあさんを ゆるしておくれ お前が 脳性マヒと知ったとき ああごめんなさいと 泣きました いっぱいいっぱい 泣きました いつまでたっても 歩けない お前を背負って歩くとき 肩にくいこむ重さより 「歩きたかろうね」と 母心 "重くはない"と聞いている あなたの心が せつなくて わたしの息子よ ありがとう ありがとう 息子よ あなたのすがたを見守って お母さんは 生きていく 悲しいまでの がんばりと 人をいたわるほほえみの その笑顔で 生きている 脳性マヒの わが息子

息子さんの詩を読んで、お母さんが一晩でつくられた詩です。そして、これにはまた続きがございます。今度は、息子さんがこのお母さんの詩を読んで、さらに次の詩をつくったそうです。

そこに あなたがいるかぎり

ありがとう おかあさん ありがとう おかあさん おかあさんが いるかぎり ぼくは生きていくのです 脳性マヒを 生きていく やさしさこそが 大切で 悲しさこそが 美しい そんな 人の生き方を 教えてくれた おかあさん おかあさん

あなたがそこに いるかぎり

この少年は、詩をつくった2か月後に15年の 短い生涯を閉じられたそうです。しかしなが ら、この親子の美しい心は、今もなお私たちに 大切なことを教え続けてくれます。

私たちは一言で障がい者福祉という言葉を使いますが、その中身は、精神、身体、知的など様々な種類があり、さらにそれぞれの程度や種類が異なります。それは一人一人が持つ特性というべきものではないかなと思います。

これに対して、福祉の在り方、そしてあるべき姿は千差万別でありますが、社会としては、 障がい者に対し、障がい者福祉について大きな 慈悲の心を持って、それぞれに合ったきめ細や かな心配りが必要なのだと思います。

今般上程されています補正予算の中に、高等特別支援学校整備事業がありますが、これまで 手の届いていなかったところに対しフォローされるようになることは、県民にとって大変期待されるものであります。

先ほども申しましたように、障がい者福祉は 大変幅の広い事業であります。この事業を通じ て、高等特別支援学校設置をはじめ、今後どの ような福祉構想を県は持っていらっしゃるの か、教育長に伺います。

以上、壇上からの質問とし、あとは質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○教育長(黒木淳一郎君) 〔登壇〕 お答えします。

今議会にお願いしております未来を創る!高 等特別支援学校整備事業につきましては、就労 を希望する知的障がいのある生徒を対象に、産 業教育のカリキュラムも加えた教育を実施し、 地域での一般就労を促進する高等特別支援学校 を県内4地区に設置するものであります。

高等特別支援学校を拠点に、各地域の特別支援学校高等部が連携して、職業教育に関する専門的な授業や情報を共有することで、県内全ての特別支援学校の職業教育の充実も併せて図ってまいります。

さらに、高校に併設することで、高校生との より積極的な交流も可能となり、共生社会への 理解も一層深まると考えております。

今後、就労後の定着支援も一層充実させ、自立した職業人として生きていくことができるよう、しっかりと支援してまいります。以上であります。 [降壇]

○二見康之議員 障がい者の方々というのは、皆さんそれぞれ個性といいますか、持っている能力、またできること、本当に様々であります。それを見いだす力というのが、やはり現場の方々、私たちにも必要なんだろうなと思います。

以前、愛知のほうだったと思いますけれども、農福連携の視察にも行きました。あのときに、農業をやっている法人が障がい者には無理だというようなことをおっしゃったんですけれども、その就職をサポートする先生の方が熱心に、一生懸命その作業の中身を研究して、うちの子供たちはこのやり方だったらできますということを提案することができた。すると、企業のほうもそれを理解して、障がい者の雇用につながったという話もありました。

健常者と言われる私たちより、本当にすごい能力を持っている方もたくさんいらっしゃいますし、そういった方々の日常生活をしっかりサポートしていけるような優しい社会であってほ

しいなと願います。担当の先生方にとっては、 本当に大変な専門的知識も必要でしょうし、何 よりやっぱり尽きない情熱が必要なんだろうな と思います。

そういったところを、教育委員会としては しっかりと先生方のサポートもしていただい て、また今回、高等特別支援学校をつくること によってスキルアップを図るという話も聞いて おりますので、それを本当にみんなで共有し て、宮崎の福祉行政、教育の環境の向上につな げていただきたいと思います。

次に、福祉に関連しまして、骨髄バンク事業 についてお伺いしたいと思います。

今年、みやざき骨髄バンク推進連絡会議は設立20周年を迎えます。11月に記念事業を開催予定としておりまして、現在、実行委員会を立ち上げ、準備を進めております。

骨髄バンク事業は、日本骨髄バンク、日本赤 十字社、県や市が設置する保健所などの各機関 が、ドナー募集の普及啓発、血液の採血・検 査、ドナー登録手続や情報管理など、おのおの 役割を定めて協力体制を取っている事業であり ます。

県はこれまで、骨髄ドナー登録推進のために 連絡会議の方々と様々なことに取り組んでこら れたと思いますが、20周年ですので、これまで の20年を振り返り、どのようなことに取り組ん でこられたのか、福祉保健部次長に伺います。

○福祉保健部次長(津田君彦君) みやざき骨髄バンク推進連絡会議は、骨髄バンク事業への協力支援を目的として平成15年に設立され、以来、ドナー登録の推進に熱心に取り組んでこられ、設立当初1,528人であった県内のドナー登録者数は年々増加し、令和4年度末現在、4,942人となっております。

この間、県におきましても、みやざき骨髄バンク推進連絡会議や日本赤十字社宮崎県支部などと連携し、県民への普及啓発活動、10月の骨髄移植推進月間やスポーツキャンプに合わせた集中的な登録会などに取り組んできたところであります。

〇二見康之議員 それでは、県の骨髄提供推進 事業について、現在の取組状況をお伺いしま す。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 骨髄移植を 推進するためには、県民の皆様に移植について の正しい知識や理解を深めていただくととも に、ドナー登録者数を増やしていくことが重要 であります。

このため県では、骨髄提供推進事業として、 関係団体と連携した普及啓発活動などのこれま での取組に加え、関係者が一堂に会する実務者 会議を設置し、連携強化を図っているほか、各 保健所において定期的に登録窓口を開設するな ど、ドナー登録者の増加に向けた取組を行って おります。

また、今年度から、骨髄等を提供したドナーやその雇用主への助成を実施している市町村に対し、県がその経費の一部を支援する事業を導入し、ドナー登録の推進に取り組んでおります。

○二見康之議員 今回、市町村に対するドナー 支援事業が始まったということは、大変大きな 一歩だと感じてます。やはり仕事を休んでと か、また学校を休んでとか、そういった皆さん それぞれ様々な状況、環境がある中で大切な時 間を使い、自分の骨髄を提供するわけですか ら、そういったことに対しての一つの支援、ま た感謝の気持ちなのかなとも思います。

今の取組状況の中でも、登録窓口の開設と

か、過去の議事録を確認しましたら、平成17年ですか、丸山議員の質問で、保健所が――宮崎市は宮崎市管轄だったと思うんですけど――延岡と都城しか受け付けていなかったのが、今では全保健所で受付ができるようになったというような、様々な取組がともに進んできているんだなと感じたところであります。

ただ、他県の取組状況を見てみますと、例え ば千葉県では、ドナー登録の受付窓口の設置は もちろんのこと、献血並行型ドナー登録会の開 催、いわゆる献血車とかで行くところで、献血 とそのドナー登録を一緒にやっていくという取 組、またチャリティー事業とか、要するにド ナー登録の説明をするだけではなくて、これを 知ってもらうようなチャリティー事業を開催 し、多くの県民の方々に理解してもらうという ような取組です。そして、造血幹細胞移植推進 協議会というのは、今言われたようなみやざき 骨髄バンク推進連絡会議だと思いますけれど も、ドナー休暇制度の整備、ドナー支援事業、 ドナー登録説明員の募集並びに養成講座の実施 など、骨髄バンク事業のさらなる充実に取り組 んでおられるところがございます。

ほかにも、神奈川県、岐阜県、奈良県、また 隣の大分県でも、同様に取り組んでおられるよ うです。

本県も、ドナー登録者は以前に比べたら大分増えたとはいえ、やはりドナー登録者の母数が増えないことには、マッチングもなかなか進まない。これは確率の問題ですから。そしてまた、年齢が55になったときに名簿から外されていきます。そういったことを考えると、常に減っていく状況で、いかに増やしていくかといったら、相当な取組が必要なんだろうなと思います。

本県もドナー登録者の拡大並びに提供しやすい環境整備など、現状に甘んじることなく、さらに充実していくように努めるべきものと思いますが、県はどのように考えておられるのか、県の骨髄提供推進事業の今後の在り方についてお伺いします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 県内のド ナー登録者数は年々増加しておりますが、今後 さらに登録者を拡大するためには、骨髄等を提 供しやすい環境整備が大変重要であると考えて おります。

このため、今年度から導入する市町村への支援制度を活用し、ドナーへの助成制度を検討中の市町村に制度導入を要請していくとともに、 県内の事業所、高等教育機関等に対し、ドナー休暇制度や公欠制度導入の働きかけを積極的に行ってまいります。

また、県が積極的にドナー登録に関わっていくためにも、例えば骨髄ドナー登録説明員の養成研修の実施など、他県の効果的な取組について、みやざき骨髄バンク推進連絡会議も参加する実務者会議の場で十分情報を共有しながら、検討を進めてまいります。

○二見康之議員 実務者会議で、本当にいろんな意見を、また情報を共有するということは、 非常に大事なことだと思いますし、これは年に 1回ですね。2回ぐらいあってもいいんじゃないのかなと思います。

他県の取組というのも、今回、質問を考えるに当たって感じるのは、やはり日本骨髄バンクがこの事業を推進していく一番の大本になるのかもしれませんけれども、これは東京にある組織であって、各地方には、その末端まで行くような財源といいますか、予算も余裕もないと思います。

そういった中で、みやざき骨髄バンク連絡推進会議のようなボランティアの方々が一生懸命に取り組んでいらっしゃるわけなんですけれども、このメンバーの方々も、御自身が、もしくは御家族が白血病になってドナーから提供いただいたとか、そういった方々が中心になって動いています。それは、この骨髄バンク事業についても、本当に感謝の気持ちからの恩返しというようなところだと思うんです。

しかし、国のほうでも、特別何か登録者数を何人確保しなさいとか、そういう目標値みたいなものはないらしいんですけれども、4年前、2019年11月当時、都道府県骨髄バンク担当者会議というのが開かれて、そこで厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室の室長補佐の方が、ドナーの高齢化、ドナー都合のコーディネート中止、現場でのコミュニケーション不足などの現状やその対策について、各自治体での経験などを共有して、骨髄バンク事業がより発展していくよう協力をお願いしたいと明確に言われております。

国の厚生労働省は、医療関係を扱うわけですが、白血病に苦しんでいらっしゃる患者さんの 方々の思いに添えるように、全国的にしっかり これに取り組んでいきましょうと言われている わけです。

それを受けて、日本骨髄バンクから、いろんな事業の現状とか、例の推進連絡協議会の設置とか、様々なお願いといいますか、協力要請がなされています。ドナー休暇制度の推進とかもです。

また、この中に、若年層ドナー登録の推進というのもあります。やはり若い人たちにドナーになってもらうことによって、長い期間、ドナー登録される、このメリットというのは非常

に大きい。だから、そのためのいろんな取組というものを考えて、進めていかなければならないわけなんです。

今、ボランティアの方々が、総会に行って、 予算のない中で知恵を絞りながら、効果的な啓発・広報のやり方はどうなのかとか、一生懸命 やっていらっしゃいますが、これはボランティアなんです。厚労省が言われているように、これからは地方それぞれのところにおいて、全国が協力してドナー登録の数を増やしていく、増加を目指していくということ、また、国民、県民、市民、そういった一般の方々に、この事業の本当の意味といいますか、意義を理解してもらえるように、やはりここはしっかり県のほうから積極的に働きかけていくべきなんじゃないかなと思うところです。

そのためにも、他県の事業もありますし、また宮崎ならではの思いがあふれ出てくるような 今後の取組というものを期待していきたいと思います。

来月、三者会議があると伺っていますので、またそこでしっかり情報共有していただいて、いろんな個人情報の扱いとか、説明員の方が新しくなっても協議会のほうには下りてこないとか、そういったものもありますから、効率的にこの事業を回していけるように、しっかりと今後、取り組んでいただきたいと思います。

では次に、高次脳機能障がい者支援について 伺います。

県議会議事録をひもといてみますと、意外 と20年以上前から高次脳機能障がいというもの について議論されてきておるようです。

本県では、平成25年に宮崎県高次脳機能障が い支援事業実施要項を定め、相談支援事業、普 及啓発事業及び研修事業等を行うとともに、支 援拠点機関と連携し、地域において支援を行う 病院等の支援協力医療機関を置き、地域支援 ネットワーク構築に取り組んでこられたものと 思います。

現在、多くの課題が解決されていない状況を 鑑みますと、非常に難しい問題でもあるのかな とも感じるところでありますが、先日6月2日 に宮崎県高次脳機能障がい支援連絡会議が開催 されたと伺っております。家族会からの意見や 本県の現在の支援状況、通所教室「結(ゆ い)」、また今後の実態把握調査についての意 見交換がなされたと伺っていますが、この関係 者との意見交換も踏まえ、今後、県はどのよう に取り組んでいかれるのか、福祉保健部次長に 伺います。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 高次脳機能 障がいは、事故や病気等で脳に損傷を受け、記 憶や注意等の認知機能が低下する障がいで、外 見からは分かりにくく、また発症した御本人や 御家族でさえも把握や認識が困難なため、「見 えない障がい」とも言われております。

このため県では、これまで相談支援や普及啓発に関する取組のほか、社会生活に適応するための訓練を行う通所教室の開設等に取り組んでまいりました。

これらに加え、今年度は、医療機関、家族会等との連絡会議の場などにおける意見交換を踏まえ、県内における支援の現状等、実態調査を行うことにより、適切な対応につなげるための地域支援ネットワークの構築を図ってまいります。

今後とも、医療、福祉、就労等の関係機関と 連携しながら、切れ目のない充実した支援の実 現に向け、努めてまいります。

〇二見康之議員 今回、実態調査にも取り組ま

れるということなんですが、そもそも高次脳機能障がいの認定に係る診断が、専門家の方でも非常に難しいんだなと思いますし、しかし、それはやはり本県のほうで、しっかりその専門性を高めていく取組というものをやっていかなければなりません。

高次脳機能障がいに気づかないまま退院してしまうケースがあるということで、この実態調査もやるわけなんですよね。だから、まずは、その入り口のところでしっかり見落とさないようにしていく取組、またその後の社会復帰につながるリハビリの問題、これも医学的なリハビリなのか、生活のためのリハビリなのか、また通所教室「結」のような就労・就学に関するリハビリなのか、ここら辺は本当に専門的な方々の協力がなければできない。そこのレベルアップも図らなければならないと思います。

ほかにも、就学期における教育情報の不足など、本当にそれぞれの分野で課題がたくさんあるようです。これも都市部に比べて、本県の全体的なレベルがまだまだそこに追いついていないというところもあるみたいなので、これを一気に取り戻すことはできませんが、しかし、それぞれの課題について、それぞれの専門のところで、しっかり今の時期にできることを、一つ一つ課題をクリアしていくこと、年間で一つじゃなくて幾つも課題があるんだったら、どんどん一つ一つを早く解決していけるような取組につなげていくように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、エネルギー価格高騰対策関係について 伺います。

今回、一定以上の省エネ基準を満たした家電 を購入した場合、購入金額に応じてギフトカー ドを支給する省エネ家電導入支援事業や、県内 事業者に対する省エネ設備導入支援事業、蓄電 池導入やEV、V2Hの導入などの再エネ電力 自家消費促進事業などに取り組むと提案されて いますが、今回の予算規模、対象件数などを考 えますと、利用できない県民が多いのではない かと感じます。

本事業の成果指標として、電気料金削減効果 や温室効果ガス削減効果など、この成果を今後 の取組にどのようにつなげていく考えなのか、 環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(殿所大明君) エネルギー価格の高騰が長期化している中で、ガソリンや電気料金に対する国の激変緩和対策は、今年9月末に終了する見込みであり、県民生活への影響が懸念されております。

このため、今回提案の補正予算では、エネルギー価格の影響を受けにくい持続的な仕組みづくりを推進するため、国の臨時交付金を活用し、省エネ性能の高い家電や設備への更新等の省エネ対策を支援することとしております。

省エネ対策は、県民や事業者の負担を軽減するエネルギー価格高騰対策はもとより、CO₂排出削減によるゼロカーボン社会の実現にも必要かつ地道な取組でありますので、今回の事業の成果を踏まえながら、今後とも省エネの取組を促進してまいります。

○二見康之議員 国の交付金を活用しての事業 だと思うんですけれども、当初予算から取り組んでいる、ほかの様々な施策も動員して、しっかり取り組んでいただきたいと思います。計画目標を達成するための一助であると思いますので、期待しております。

次に、新規事業「みやざき有機農業拡大加速 化事業」について伺います。

先日、地元の農家の方からお話があり、県は

もっと有機農業について取り組んでほしいとい う内容でした。有機農業ができる農地を確保で きるのであれば耕作に取り組んでいきたいと。 また、そうなると、新たに人材が必要になるの で、指導・育成にも取り組んでいってもよいと いうお話でした。

有機農業用の農地確保には、なかなか地理的 条件とかが合うところを見つけるのが難しいと も感じます。有機農業に取り組んでみたいとい う志を持った就農者の掘り起こしも大変重要な 課題であると思われますが、本県の有機農業の 拡大に向け、みやざき有機農業拡大加速化事業 においてどのように取り組んでいかれるのか、 農政水産部長に伺います。

〇農政水産部長(久保昌広君) 県では、国の みどりの食料システム戦略や、G7宮崎農業大 臣会合の成果などを踏まえ、有機農業の拡大に 向け、今議会にみやざき有機農業拡大加速化事 業をお願いしているところです。

本事業により、有機JAS転換期間中の経費 補助や技術の習得に向けた研修等への支援を行 い、有機農業に取り組む農家を後押ししてまい ります。

また、議員御指摘のとおり、有機農業の拡大においては、農地と人の確保が重要でありますので、これらの取組と併せて、有機農業圃場の集積や耕作放棄地等の活用による農地の確保、さらには、先日開校しました綾町のオーガニックスクールのように、人材を確保・育成する体制づくりを関係機関と連携しながら進めてまいります。

○二見康之議員 いろんな市町村と情報共有しながら、その推進に取り組んでいただきたいと思います。

有機農業では、農薬や化学肥料等を使用しな

いという高いハードルがありますが、農業は土づくりであると言われます。その一つに堆肥の 利活用というものがあると思います。

堆肥利用の効果として、土が軟らかくなり、 それにより根がよく張り生育がよく、収穫高が よくなる。また、土壌の微生物によって、病害 虫の発生を抑えられる効果も期待されると伺っ ていますが、本県は隣の鹿児島県と並び畜産県 であります。

ちょうど1年前の6月補正で、化学肥料の価格高騰等により、化学肥料代替として、堆肥等利活用促進緊急体制整備事業にも取り組んでいらっしゃいますが、では、本県で発生する家畜排せつ物の堆肥としての活用状況について、今どのようになっているのかお伺いします。

〇農政水産部長(久保昌広君) 県の推計では、県内で発生する家畜排せつ物は年間402万トンで、そのうち焼却処理や浄化処理などを除く270万トンが発酵処理されることで、堆肥が121万トン生産されています。

生産された堆肥は、農業用として、主に県内の農地へ還元されていますが、農地を十分に確保できない畜産農家では、堆肥の一部が滞留している実態もあります。

このため、民間企業とも連携し、九州や沖縄、東北地方など需要のある県外への流通や、ホームセンターでの販売など、広域的な活用を進めているところです。

県としましては、持続可能な畜産経営を確立 するため、生産基盤の強化と併せて、堆肥の活 用をさらに推進してまいります。

○二見康之議員 比較的県内でうまく堆肥が 回っているんだなと思いますが、ただ、やっぱ り滞留している現状とかがあると聞きます。

私も、堆肥問題といいますか、そこを伺うと

きもあるんですが、これらの現状をしっかり把握していただいて、また、数年前から国のほうでも堆肥ペレット化について取り組んでおられますし、これの広域流通です。鹿児島と宮城県で、堆肥を持っていって稲わらを持ってくるという――経済コスト的には、まだ検証の段階で非常に難しいという話も聞いているんですが、やはり今この国際物流の中で、物流がストップしたときのリスク分散、そういったものを考えながら、これからは経済的なことも考えていなければならないんだなと思うところです。国の情報等もしっかり取りながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、農地の保全に関して伺いますが、先日の一般質問で、農政水産部長が「野生鳥獣被害は農家の営農意欲の減退を招くなど、被害額として現れる以上に深刻な影響を与える」と答弁されたのを伺いました。

度重なるのり面崩壊や河川増水などの自然災害に見舞われることも、同じく営農意欲の減退に影響を及ぼすものと思います。

この数年間、地元住民の方からの相談で、中山間地域に度々伺い、その現状を見てきましたが、最近特に気になることが農地を取り巻く環境なんです。のり面だったり河川があったりしますけれども、その周辺の土地の所有者が高齢になったり、また相続された方が近くに住んでいないがゆえに土地の管理ができておらず、土砂災害や河川氾濫などの自然災害が発生し、また水路が壊れたり浸水したりして収穫できないというような案件が数多く見受けられました。

営農者自身は耕作農地をしっかり守っていく 対策を取っていても、その農地を取り巻く周辺 環境が整備されておらず、被害を被るという状 況です。 事前に対策を取りたくても、土地所有者がいないため勝手に手をつけることができず、大変苦労しております。今後さらに高齢化が進むと思われる中山間地域において、せっかく営農意欲を持った若い就農者がいても、このような状況では、モチベーションを維持していくことも難しいと思います。

そこで伺いますが、この農地の周辺環境が農地や農業用施設に悪影響を及ぼす場合の保全対策について、どのように取り組んでいるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(久保昌広君) 農地や農業用施設の周辺において、山林の斜面崩落や河川の越水などにより、営農に支障を来すような場合、まずは、その原因となる土地の所有者自らが対策を講じていく必要があります。

また、土地所有者による対策が難しい場合には、地元関係者や市町村などの関係機関で緊急性や必要性を勘案し、活用できる事業があるかないか等も含め、必要な対策について検討することとなります。

県としましては、引き続き関係機関と連携を 図りながら、適切に対応してまいります。

○二見康之議員 相続土地国庫帰属制度や森林 経営管理制度など、また空き家対策が国交省の ほうでされていますが、本当は永山副知事に質 問したかったんですけれども、いらっしゃいま せんので諦めます。これは致し方ないですか ら。こういったいろんな制度を活用して、本当 に中山間地域の方々をしっかり守っていただき たいなと感じるところです。

次に、食品製造事業者規模拡大支援事業について伺います。

これまでも様々な加工場に数多く足を運んで きましたが、本県はまだまだこの地元県産品を 生かし切れていない状況だと感じておりました。

ジャガイモとか大手加工会社に流れているもの、ジビエのレトルト加工など、本県の豊かな 農畜産物を生かす加工産業を育成していく必要 性を感じておりましたので、これまでよく私も 取り上げてきたものづくり補助金ですが、これ でも、多くの食品加工関連企業が、機械導入と か技術開発、生産効率向上に取り組んできてお られます。

近年の状況を見ると、ものづくり補助金の活用もなかなか苦戦しているようです。今後の対策も考えなければならないと思いますが、それは次に見送りまして、今回、県は独自予算を計上し、受託製造の支援に取り組んでいく考えのようですが、この事業構築に至った背景について教えていただきたいと思います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 空港等で販売されている土産物用菓子などが県外で製造されていることが課題である中、県内の食品製造事業者向けにアンケートを行ったところ、外部へ製造委託している事業者のうち、半数以上が県外へ委託している実態が確認されました。

一方で、昨年度実施した聞き取り調査では、 今後、生産体制を拡充し、県外事業者などから の新規受注に意欲的に取り組みたいという声が 多く聞かれたところです。

このため、県外に流出している発注を県内に 取り戻すことなどによる外貨獲得と、県内経済 の活性化を図ることを目的に、食品の受託製造 や事業拡大に積極的な県内の食品製造事業者が 行う設備等の導入を支援する本事業を構築した ところであります。 ○二見康之議員 では、限られた予算の中で最大の効果を発揮するには、事業戦略が必要だと思いますが、本県経済の活性化にどのようにつなげていくのか、この事業における支援対象のイメージや期待する効果について伺います。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) まず、 本事業の支援対象ですが、県内の食品製造事業 者で、県産の農林水産物を原材料として積極的 に使用するなど、本県経済への波及効果が高い 中小企業を考えております。

支援内容といたしましては、大型の発注や新たな食品製造に対応できる生産ラインの拡充など、受託製造や事業拡大に必要な設備等の導入への補助を予定しております。

また、事業効果ですが、これまで県内事業者が県外に委託製造していた製品を県内で製造できる体制や、県外事業者から新たに受注できる体制を整えることで、本県のフードビジネス関連産業の裾野が広がることを期待しているところであります。

〇二見康之議員 では次に、美しい宮崎づくり について伺います。

この事業は、知事がこの自然豊かな本県の美 しい景観を県民一丸となって守っていこうと条 例を提案され、始まった事業だと思います。

今回、改善事業として提案されています、みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」推進事業の概要について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(原口耕治君) みんなで取り 組む「美しい宮崎づくり」推進事業につきましては、本県の魅力ある景観を共有の財産として 守り、創り出し、活用する取組を、県民と一体 となって総合的に推進することを目的とするも のであります。

具体的には、花の維持管理や遊歩道の清掃を

実施する団体への支援のほか、景観実務者を対象とする研修会や県民向けセミナーなどを引き続き実施するとともに、新たな取組として、小学生から高校生の若い世代を対象とした景観学習への支援や、地域住民、周辺企業と協働で行う植栽活動を実施することとしております。

この事業を通して、景観の保全・創出・活用 を担う人材の育成を図り、県民や事業者と一体 となって、愛着と誇りの持てる美しい宮崎づく りを推進してまいります。

○二見康之議員 いろんな取組を伺いましたけれども、提唱者であります河野知事は、この美しい宮崎づくりにどのような姿勢で臨んでいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本県は、豊かな自然や 歴史的な趣のある町並みなど、先人たちが育ん できた美しい景観の宝庫であります。この貴重 な財産をさらに磨き上げ、しっかりと次世代に 引き継いでいかなければならないと考えており ます。

私は、その思いを県内全域に広めていくため、「美しい宮崎づくり推進条例」を制定するとともに、地域で活動する団体への知事表彰などを行い、美しい宮崎づくりの実現に向けて取り組んでまいりました。

こういう表彰式などでも必ず申し上げるんですが、見た目の美しさに加えて、こういう美しいまちを保っていこうと努力される人の営み、その情熱、それが美しく、人の心を打つとして、大変重要なものであろうかと考えております。岩切章太郎さんが掲げられた自然の美、人工の美に加えて、人情の美、これにも通じるものがあろうかと考えております。

今年2月、「延岡花物語 このはなウォー ク」のオープニングに参加しましたときは、 五ヶ瀬川の堤防で、桜や菜の花が今きれいに咲いているところでありますが、その保存を積極的に行う皆様が、そこに年間を通じてこのような取組をしているんだという写真を掲示されて、ちょっと話を聞いてくれということで、NPO法人コノハナロード延岡市民応援隊というジャンパーを着ておられましたが、非常に熱心に活動しておられるということを伺ったところであります。

また、岩切イズムの資産を将来にもつないでいこうという、「こどものくに」のバラ園を保存継承しておられる源さんをはじめとするボランティアの皆様、こういった皆さんの情熱に触れるたび、そういう取組というものをより多くの地域に広げていくことが重要であると、改めて感じたところであります。

さきのG 7 宮崎農業大臣会合に参加された皆 さんからも高く評価された世界に誇れる美しい 宮崎を、将来の世代にしっかりつないでいくと いう強い思いで、これからも私自身、現地に足 を運び、また様々な皆さんの思いというものを しっかり受け止めながら、美しい宮崎づくりに 県民の皆様と一体となって取り組んでまいりま す。

○二見康之議員 いろんなところに知事が顔を 出していらっしゃるということは、今回聞いて すごいなと思いましたけれども、これはできれ ば事業の中の公務で入れて、行ったほうがいい んじゃないかなと思います。

というのも、やっぱり知事の公務で行くとマスコミもついてきます。知事のプライベートまでマスコミがついてきているとは聞いていないですけれども。そういったところで、いろんなテレビ、マスコミに露出されることによって、知事の宮崎の景観づくりについての思いという

のが多くの方にもっと広がっていくんじゃない かなと思うので、ぜひ今後、御検討いただきた いと思います。

今定例会の開会日に知事は、提案理由説明の中で、「将来に向けて希望の持てる県にしてほしいという県民の強い願いを受けて、肉付け予算を編成した」とおっしゃっていましたが、この県民の声を踏まえてどのように編成されたのか、これを改めて知事に伺います。

〇知事(河野俊嗣君) この肉付け予算は、直面する様々な困難からの再生と、本県の未来創造への第一歩を踏み出すという思いから、「宮崎再生・創造予算」と名づけて編成いたしました。

まず「宮崎再生」という柱につきましては、物価高騰等の影響に対しまして、生活や経営が苦しいという多くの県民の皆様や企業、団体等からの切実な声を直接お聞きし、プレミアム付き商品券等の発行や社会福祉施設等への光熱費等の支援、1次産業のセーフティーネット対策の強化などを行ってまいります。

また「未来創造」という柱に関しましては、 将来に希望を持てる県にしてほしいという県民 の皆様の期待に応えるべく、本県の強みを生か した3つのプロジェクト、「子ども・若者」 「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの日 本一挑戦プロジェクトを掲げたところでありま す。

このプロジェクトの目指す姿や取組の内容に つきましては、できるだけ早い時期にお示しし たいと考えておりますが、今回の補正予算で は、その先駆けとなる事業につきまして、例え ば障がい者の成長の機会を増やしてほしいとい う声に応えます高等特別支援学校の整備や、G 7を契機とした官民連携の農業プロジェクト、 海外サーファーのインバウンド誘致などに取り 組むこととしております。

○二見康之議員 今回の各事業の説明資料の表題のところに、日本初とか九州初とか、そういうものも結構たくさん見受けられましたので、積極的に取り組んでいこうという姿勢を感じたんですが、初めてだからいいということではないと思うんです。やっぱり本県の課題を克服していくための突破口をどこに持っていくのかということで、今回、知事はこの3つの柱を立てられたんだと感じております。

20年弱、この宮崎にいらっしゃる知事ですから、くまなく宮崎のいろんなところを御存じだと思います。知事の今回の宮崎再生において、現在直面する物価高騰への対策というものはよかったなと思うんですけれども、問題は、この次の未来創造において、まずそれを実現していくための、今後早期にビジョンを提示していただけるということなんですが、この戦略をしっかり構築していくことが何より重要なんだろうと思います。

戦略は、この宮崎の課題を克服していく、日本一を目指していくための大局的な方法や戦略、策略、目的を達成するために大局的に事を運ぶ方策と考えますが、そこをしっかり示していくことによって、次の戦術、その目的遂行のためのやいろんな施策がついてくるんだと思います。

戦略は、最重要課題や問題点に対して立てられるもので、単なる目標とは異なるものです。 今回知事は、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3本柱を立てられましたが、今のままでは漠然としていて、何を解決するのか、何をもって日本一を標榜されようとしているのか、ちょっとイメージがつきにくい です。

知事も宮崎県に20年近くいらっしゃいますが、本県の抱える重点課題はお分かりのことだと思います。速やかにこの3つの柱に関する課題、問題点を明示していただき、それを解決するためにどのように取り組んでいくのか、基本方針を定めて、その実現に向けた行動にまで落とし込んで、県民に示していただきたいと思います。

今回の補正予算で示された事業の幾つかは、 この戦略の一部を披露されたものだと受け止め ております。3つの柱に関する具体的な戦略を 楽しみにしております。

あと、この3つの日本一挑戦プロジェクトの 取組についてですが、知事が明示する重要案件 でありますので、県民に、全国の人たちに、宮 崎をどう思って感じてもらいたいのか、この広 報戦略について県はどのように取り組んでいる のか伺いたいと思います。総合政策部長に伺い ます。

○総合政策部長(重黒木 清君) 3つの日本 一挑戦プロジェクトなど、県の重点的な取組を より効果的に推進していくためには、県民の皆 様にその目標や内容を分かりやすく伝えていく 必要があります。

このため、伝えるべきターゲットの設定や、 適切な手段・タイミングなどを考慮した戦略的 な情報発信が重要と考えております。

県ではこれまでも、様々な媒体の特性を生かしながら、効果的な情報発信に努めてきたところであり、ユーチューブなどのSNSの積極的な活用により、県政情報に触れる機会をこれまで以上に増やすとともに、令和3年度からは、外部専門家を活用し、庁内各課に対する助言やサポートを行っているところであります。

議員の御指摘は大変重要であると考えておりますので、今後とも工夫や改善を図りながら、 伝えたい情報がしっかりと伝わるよう、戦略的な情報発信に積極的に取り組んでまいります。

○二見康之議員 何か都城市の取組が最近、いいのか悪いのか、ここでもちょっと注目されている感があったんですけれども、やっぱり一つ抜けていく、肉と焼酎で突き抜けていったということが大きいことだったのかなと思います。

宮崎県政もそういった一つの突破口をしっかり見いだしていただいて、それを県民とともに努力して頑張っていけるように、河野知事に期待しておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがと うございました。(拍手)

- 〇濵砂 守議長 次は、今村光雄議員。
- ○今村光雄議員〔登壇〕(拍手) このたびの 統一地方選挙におきまして初当選させていただ きました、都城市選挙区、公明党宮崎県議団の 今村光雄です。

県民の皆様のために、大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいくとの公明党の立党精神のまま、議員としての使命を全うし、精進してまいる決意でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮崎県は、本年、置県140年の節目を迎えました。このような節目のときこそ、宮崎県民歌にあるように、遠い歴史をしのびつつ、よいものを受け継ぎ、未来をよりよくする、承前啓後の精神が大切になってくるのではないでしょうか。

初期宮崎県は、鹿児島県に併合された後、分離独立。近代化の波に乗り、戦後復興は、県民の喜びや希望へとつながるものでありました。

しかし、南海地震や新燃岳の噴火、大型台風などの自然災害をはじめ、口蹄疫や鳥インフルエンザなど、私たちの生活を脅かす数多くの難局に直面してまいりました。

それでもなお、県民一人一人の幸せを願い、 課題を真正面に捉えて、諦めることなく挑戦し てきた先人の皆様のおかげで、今の宮崎があり ます。

現在におきましても、新型コロナウイルスを はじめとした複雑かつ多岐にわたる課題が山積 しておりますが、先人から学んだ不撓不屈の精 神と行動で必ず乗り越えていくことができると 確信しております。

中でも若者は、いつの時代においても大切な存在であります。新しい発想、行動力、勇気など、若者にしかない強さがあり、時代を動かしていく力があります。それは、宮崎の若者にとっても同じことが言えます。

このたび、新たな宮崎県総合計画アクションプランが開始されます。この総合計画アクションプランを通して、宮崎の将来のために何を残していくのか、宮崎の若者のためどう取り組んでいくのか、置県140年の節目、総合計画アクションプランに託した若者への思いや期待を知事にお伺いいたします。

塩上席からの質問は以上とし、以降は質問者 席からお伺いいたします。(拍手) [降壇]

〇知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕 お答えしま す。

置県140年の節目に当たり、ひたすら郷土を思い、たゆまぬ努力と不屈の精神で発展の礎を築かれた、川越進翁をはじめとする多くの先人の皆様の御功績に、改めて深く敬意とまた感謝を表する次第であります。

これまでの140年間、幾多の困難を乗り越えて

きた本県は今、コロナ禍・物価高騰等の影響に加え、デジタル化・脱炭素化への対応など、急速な変化の中にあります。

私は、この難局、また大きな変化の時代を乗り越え、夢や希望ある未来を実現する上では、これまでの歴史もそうでありましたように、御指摘のように、若者の発想や行動力こそが大きな原動力として不可欠であると考えております。

このため、新たな総合計画におきましても、 先人が築き上げてきた本県の強みや財産を武器 として、将来を担う子供たちはもとより、地域 社会や産業を力強く支える人材が育ち、新たな 成長につながる産業が創出される宮崎づくりな どに取り組むこととしております。

これからの若者たちが「ふるさと宮崎」の次なる時代を切り開き、新たなステージへの牽引役となってくれることを大いに期待し、またそのような環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。以上であります。 [降壇]

○今村光雄議員 本県にとって、大きな原動力として若者の力は不可欠であるとの総合計画アクションプランに込められた、若者に対する知事の思いや期待を感じることができました。ありがとうございます。

それでは、総合計画アクションプランに込められた知事の思いを今回の補正予算でどのように措置されたのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(渡辺善敬君) 今回の補正予算では、将来の夢や自立へ向かって努力し、次世代の担い手となる若者を応援する様々な事業を予算化しております。

例えば、高校生に対する海外留学の支援で は、留学体験研修及び留学促進補助、合わせ て180人分を県単独で措置しまして、宮崎から世界へ挑戦する意欲ある人材を育成いたします。

また、高等特別支援学校を県内4か所に設置いたしまして、一般就労を目指す知的障がいのある生徒への専門的な職業教育を充実させ、就職率の向上や地域就労の促進を図ります。このうち、県央地区で校舎の新設と寄宿舎の再整備を行ってまいります。

○今村光雄議員 若者にもしっかりと目を向け、若者が活躍する社会を築いていくことは、 今後も大切です。どうかこれからも宮崎の若者に対する施策をお願いし、また私自身も同じ思いで頑張ってまいりたいと思います。

次に、投票に関する質問をいたします。

今年4月に行われました宮崎県議会議員選挙におきまして、投票率は40.75%と過去2番目の低さとなりました。これまでも様々な課題に対応しておりますが、大変厳しい状況であると危惧しております。

政治が果たすべき役割は、国民の安全と安心を守ること、経済成長の促進と雇用創出、教育・医療・福祉の社会保障の充実、環境保護、国際社会の平和と繁栄を築いていくことであり、私たちの生活に広く直結しております。

だからこそ、政治をつかさどる政治家を選んでいく選挙は大事であるということを、義務教育の段階において学ぶ機会を設けることは大変重要であります。

海外に目を向けると、デンマークの投票率が 非常に高く、常に80%を超えており、20代で も70%を超えております。要因の一つとし て、14歳から17歳までの学校の生徒に対し、選 挙活動から投票までのプロセスを実際に体験す る疑似選挙を実施していることが挙げられま す。 日本においても、2015年より選挙権年齢が18 歳に引下げとなり、有権者の対象となる高校生 も出てきました。さらに昨年は、成人年齢の18 歳への引下げとなる民法改正も施行され、若者 の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促 すこととなりました。

18歳などの初めての選挙は、関心を持つ生徒 も多いのではないでしょうか。だからこそ、基 礎から学ぶ主権者教育は大変重要であると考え ます。

成人年齢引下げ後の高校における主権者教育の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) これまで高校では、公民科や総合的な探究の時間などを中心に、選挙の仕組みや政治参加の重要性について理解を深める教育に取り組んでまいりました。

県内の多くの高校で、選挙管理委員会や金融機関、消費生活センターによる講話のほか、選挙公報を用いた本番さながらの模擬投票など、社会に参画する基礎を培うための取組を積極的に行っております。

また、災害時の医療の在り方や、伝統文化の 継承、商店街の活性化等の地域課題について、 生徒同士で議論したり、地域の方々と対話しな がらその解決策を見いだし、提言するなど、生 徒の当事者意識を高める学習も行っておりま す。

今後とも引き続き、主権者教育の充実にしっ かりと取り組んでまいります。

○今村光雄議員 生徒同士の議論や提言などは、社会や政治が身近に感じられる大変意義のある学習ではないかと思います。

主権者教育における成果もあり、高校在学中 は関心を持っている状況にあると思いますが、 卒業後、もしくは初めての選挙後は、投票率が 減少傾向にあるのではないでしょうか。

高校卒業後の進路は、進学や就職など様々ですが、大学生等に対しての取組はどのようになっているのでしょうか。大学生等に対する投票率向上のための取組について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

〇選挙管理委員長(茂 雄二君) 議員御指摘のとおり、20代前半の投票率は全世代で最低となっており、この世代に対する啓発が重要な課題であります。

このような中、宮崎大学におきましては、昨年の県知事選挙の際に、初めて期日前投票所が設置されました。県議会議員選挙前には、同大学の入学オリエンテーションにおきまして、県選管が出前授業を行い、選挙の制度や情報の集め方等を説明するとともに、県外出身の学生には、今後の選挙に備えて、住民票を異動するよう啓発を行ったところです。

また、選挙時の啓発では、若者世代の投票参加を促すため、宮崎公立大学や宮崎大学の学生団体が、街頭啓発やメディア出演等により投票を呼びかけたほか、本県出身の若手タレントを活用し、SNSによる啓発を積極的に実施したところです。

今後とも、若者世代に対し、工夫を凝らしな がら啓発活動に取り組んでまいります。

〇今村光雄議員 宮崎大学での期日前投票所の 設置などは、学校に行ったついでに足を運べる ため、大変よい取組だと思います。

先ほど、20代前半の投票率は全世代で最低の結果とありましたが、私も20代前半の頃は選挙に興味が持てませんでした。興味を持てなかった理由はたくさんあったと思いますが、その中の一つとして考えられることは、政治に携わる機会がないという点があったのではないかと思

います。

さきに挙げたデンマークにおいては、青年部 という各党の若者が所属する部署があり、活発 に政治活動をされているようです。そのような 活動に携わることで、自分たちの声が社会に反 映されていることを実感しているそうです。

日本においても、愛知県新城市の若者議会という先進事例もあります。若者議会条例を制定し、16歳から29歳までの委員やメンターなどで構成し、全体会議や分科会でまちづくりの議論を行い、1,000万円の予算内で若者目線の政策を実現しております。

また、昨年6月のこども基本法の成立、本年4月のこども家庭庁の発足など、全国的にも子供や若者の意見を政策に反映できる仕組みづくりが進んできております。これら背景を踏まえ、今後も若者の政治参画へのさらなる取組をよろしくお願いいたします。

引き続き、統一地方選関連の質問となります。

統一地方選は、異動や進学、就職など、転入 や転出が多い、非常に慌ただしい時期に行われ ます。引っ越しにより選挙権を失ったり、多忙 を理由に投票に行かないなど、投票率を下げる 原因が多くありますが、早い段階での選挙の周 知や不在者投票の周知などの取組により、少し は低投票率の緩和が期待されるのではないで しょうか。

4月に行われた県議会議員選挙におきまして、転入・転出に関する周知にどう取り組んだのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

〇選挙管理委員長(茂 雄二君) 選挙人名簿 は、登録日現在で3か月以上住んでいる市町村 に登録されるため、今回の県議会議員選挙の登 録日が3月30日であった中、3月、4月に県内 で転入・転出した人は、元の住所地の市町村から投票用紙を取り寄せて不在者投票を行うか、 元の市町村の投票所において投票する必要がありました。

県選挙管理委員会といたしましては、選挙啓発のチラシや選挙公報の啓発面、県ホームページに、注意点としてこれらの情報を掲載したほか、県政番組などテレビやラジオでも周知に努めたところであります。

また、県内での異動が多い県職員に対しまして、文書での通知と全庁掲示板への掲載により、異動に伴う注意喚起と投票参加の呼びかけを行ったところであります。

○今村光雄議員 統一地方選に限らずですが、 決まった時期に行われる選挙に関しては、早期 の周知徹底を引き続きお願いするとともに、統 一地方選の時期の検討ができないのか、国を挙 げての議論を期待したいと思います。

次に、高齢者や障がい者の方の投票所までの 支援に関して質問いたします。

現在、投票所から離れた地域に住んでいる有権者の利便性向上のため、移動式や移動支援といった投票支援が行われております。

移動式に関しては、都城市において、ワゴン 車による移動式期日前投票所が平成30年より実 施されております。移動支援に関しては、県内 においても複数の地域で行われているところで ありますが、バスやタクシーなども利用してい るとのことで、具体的な取組状況はどのように なっているでしょうか。

投票所までの移動支援について、県内での取 組状況とその内容を選挙管理委員長にお伺いい たします。

〇選挙管理委員長(茂 雄二君) 投票所への 移動支援としましては、主に3種類あります。 1つ目は、路線運行しているコミュニティー バスを投票所入場券や投票済証を提示した場合 に無料とするものでありまして、都城市、日南 市及び三股町において行われております。

2つ目は、投票所が統廃合された地域において、投票所等を往復する臨時の巡回バスを走らせるもので、西都市で行われております。

3つ目は、高齢者や障がい者等の自宅に迎え に来るデマンド型乗り合いタクシーについて、 投票所等への移動に使用した場合に無料とする もので、国富町で行われております。

いずれも地域の実情に合わせて市町村が実施 しているものですが、高齢者等の投票機会の確 保は大変重要ですので、県としましても取組を 促しているところであります。

〇今村光雄議員 運転免許証の自主返納をする 高齢者の方も増えており、選挙に行きたくても 行けないという状況にならないよう、各市町村 への要請にさらに力を入れていってもらいたい と思います。

次に、高齢者や障がい者の方の投票の際の支援について質問いたします。

投票所は緊張感のある場所です。私もそうですが、慣れていない場所に足を踏み入れ、多くの視線を浴びることで緊張してしまうことがあると思います。高齢者や障がい者の方も同じ状況だと思います。

また、高齢者や障がい者の方は、意思疎通が 難しい場合もあり、スムーズに投票ができない こともあるかと思います。選挙権は一人一人に 平等に与えられた権利ですので、投票がしにく くなるような障害は、できるだけ省いていく必 要があります。

その対応の一つとして、投票支援カードやコ ミュニケーションボードの導入を始める市町村 が増えてきております。これは、投票の際に手 伝ってもらいたいことをカードやボードを使っ て係員に伝え、支援してもらうという取組にな ります。

現在、県内においても、宮崎市や延岡市などでも実施しております。投票の際の高齢者や障がい者の方への支援について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

〇選挙管理委員長(茂 雄二君) 投票の際の 高齢者や障がい者への支援につきましては、昨 年5月に障がい者団体との意見交換を行いまし て、参議院選挙前に投票の際の困り事等につい て、市町村説明会で共有を行いました。

また、総務省では、今年1月にコミュニケーションボードなどの取組が記載された「投票所での対応例」を作成しており、県でも、統一地方選挙に向けた市町村説明会で、この資料を配付して情報提供を行いますとともに、支援対象者に応じたきめ細やかな対応について、改めて依頼を行ったところであります。

今後も、高齢化が進むこと等により、投票所における高齢者や障がい者への支援がますます 重要になってまいりますことから、投票所運営を行う市町村とともに、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○今村光雄議員 そのほかにも、緊張感を和ら げるという観点から、投票所内でクラシックや 映画音楽、環境音楽などの政治色のない音楽を 流している自治体もあるそうです。お店の中に 期日前投票所があることを考えると、同じよう な状況ではないかと思います。

もちろん不正やミスがあってはいけませんが、誰もが気軽に投票しやすいという点を重要視して、投票所の環境整備を今後も市町村と連携を取り合いながらさらに進めていただくよ

う、よろしくお願い申し上げます。

次に、インターネット投票の取組について質 問いたします。

現在、国は、投票しやすい環境整備の一つと して、インターネット投票を検討しておりま す

スマートフォンからの情報入手が早く、かつ 移動せず手軽に投票ができるため、高齢者や障 がい者の方が投票しやすくなるだけでなく、若 者の投票率向上の一助にもなると期待できま す。反面、デメリットや危険性の面も多く存在 することが考えられます。

インターネット投票についての現状を選挙管 理委員長にお伺いいたします。

〇選挙管理委員長(茂 雄二君) インターネットによる投票につきましては、投票所まで足を運ばずに投票できるため、高齢者や障がい者にとって投票しやすく、また若者などの投票参加も期待されるところです。

一方で、インターネット投票につきましては、投票立会人がいない中での投票を広く認めることについて、選挙の公正の確保の観点から議論が必要であるほか、サイバー攻撃や災害等に備えたシステムのセキュリティー対策、開票結果の正当性の検証などの課題があります。

これらの課題も踏まえ、国におきまして、在 外選挙におけるインターネット投票について、 具体化の検討がなされているところでありま す。

県といたしましては、都道府県選管連合会の中で実現に向けた取組を要望しているところであり、今後とも国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○今村光雄議員 海外ではインターネット投票 を実施している国もあり、これからのIT技術 のさらなる進歩を考えると、決して不可能な施 策ではないと思いますので、引き続き要望をお 願いいたします。

私も、これからも議員として政治の大切さを 訴え、より多くの方が政治参加できるよう邁進 してまいります。

次に、JR西都城駅のバリアフリー化について質問いたします。

西都城駅は、都城駅に次いで2番目に利用者が多い駅であります。しかし、エレベーターなどは設置されておらず、改札からホームまでは階段での移動となり、車椅子やベビーカーの利用が厳しいものとなっております。また、トイレも和式トイレしかありません。

4年後に控えた国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会を前に、様々な方が利用できるよう、交通インフラの整備が必要と考えます。

JR西都城駅のバリアフリー化について、県 としてどのように考えているのか、総合政策部 長にお伺いいたします。

○総合政策部長(重黒木 清君) JR九州では、国の方針にのっとり、利用者数が1日2,000人以上などの基準を満たす駅について、順次エレベーターの設置などバリアフリー化を進めており、対象となる県内の駅は全て整備済みとなっております。

西都城駅につきましては、直近の利用者数が 1日800人程度であることから、基準は満たして おりませんが、高齢者や障がいのある方を含 め、全ての利用者にとって鉄道を安全・安心に 利用できる環境整備は、非常に重要と考えてお ります。

このため、県におきましては、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会を通じて、未整備駅のバリアフリー化をJR九州へ要望してきたところであ

り、引き続き地元市町の意向を踏まえながら、 利便性向上に向けた取組を推進してまいりま す。

○今村光雄議員 予算が必要となりますが、鉄 道駅総合改善事業などの国の補助制度もありま すので、JR九州への要望を引き続きよろしく お願いいたします。

次に、帯状疱疹のワクチン接種について質問 いたします。

コロナ禍以降、帯状疱疹の罹患者が増加傾向 となっています。50歳から発症率が高くな り、80歳までに約3人に1人は発症すると言わ れております。重症化するケースもあり、ワク チン接種の公費助成を希望する声が多く聞かれ ます。

全国を見ても、今年の5月現在において、203 の自治体にて公費助成を導入しており、県内に おいても、都農町や木城町などにおいて導入が 進んでおります。

帯状疱疹ワクチンの公費助成について、県の 考えを福祉保健部次長にお伺いいたします。

〇福祉保健部次長(津田君彦君) 帯状疱疹ワクチンは、平成28年に帯状疱疹の予防に有効なワクチンとして承認されましたが、予防接種法に基づかない任意接種となるため、原則として接種費用は全額自己負担となります。

国においては、これまで帯状疱疹ワクチンの 定期接種化について検討を行っているところで すが、現時点では、接種の導入年齢やその期待 される効果について、引き続き検討が必要とさ れているところです。

帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成を行っている自治体もありますが、県といたしましては、自治体の財政力に左右されず、全国一律での接種が可能となる定期接種化が望ましいと考

えており、今年5月に、国に対して速やかな定 期接種化について要望したところであります。

○今村光雄議員 私の身近な方も帯状疱疹になり、苦しい思いを聞きました。それだけ多くの方が罹患している状況ですので、国への要望をはじめ、ぜひ県での取組の検討を要望いたします。

次に、安心して出産できる環境整備について 質問いたします。

私は都城市に住んでいますが、小林市の方から、地元に分娩できる産婦人科がないことに対しての不安の声を聞くことがあります。

産婦人科自体は小林市立病院に設置してありますが、週に1回の非常勤医師による妊婦健診が主な診療内容となっております。緊急時はもちろんのこと、初めての妊婦の方は、妊娠当初から不安が多いことは明らかであります。

ほかの地域でも同様のことが考えられるのではないかと思いますが、県内及び県西地区の分娩取扱い施設の状況について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 本年4月現 在、県内で分娩可能な病院、診療所及び助産所 は、計28施設となっております。

また、都城北諸県及び西諸の県西地区において、分娩可能な病院、診療所及び助産所は8施設となっておりますが、令和4年1月から、西諸地区においては分娩取扱い施設がない状況です。

なお、西諸地区においては、令和3年12月から、西諸2市1町と消防が連携して、出産予定日等を事前に登録し、緊急時に迅速に対応できるシステム「出産サポート119」の運用を開始され、妊婦の不安の軽減に取り組まれていると承知しております。

○今村光雄議員 分娩できる産婦人科がない地域においては、出産サポート119は非常に有用であり、妊婦の方の大きな安心につながるよい取組であると思います。

西諸地区においては、分娩取扱い施設がない 状況にありますが、県内には分娩取扱い施設が ない地域がほかにもあると思います。そのよう な地域でのネットワーク等はどのようになって いるのでしょうか。

安心して出産できる環境整備の取組を知事に お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 県では、宮崎大学医学部附属病院を総合周産期母子医療センターとして指定しますとともに、県内の4つの周産期医療圏ごとに、各医療圏で中核的な役割を担う県立病院など6病院を地域周産期母子医療センターとして認定しております。

このような地域のネットワークの構築によりまして、低リスクの分娩が可能となり、母子保健の指標であります本県の周産期死亡率は、全国的に見て低い水準を維持しております。

また、今議会には、居住する地域に分娩取扱い施設がないこと等によります心身や経済的負担を軽減するため、妊産婦健診に係る通院費用を支援する妊産婦健診通院支援事業をお願いしております。

県としましては、引き続き市町村や関係機関と連携し、産婦人科医師の育成・確保にも取り組みながら、周産期医療体制の充実を図るとともに、安心して子供を生み育てることのできる環境づくりに取り組んでまいります。

○今村光雄議員 妊娠してから出産にかけては、非常に精神的に不安定な状態が続きます。 だからこそ、不安な要素を一つでも多く省いていくことが大切だと思いますので、今後ともよ ろしくお願いいたします。

次に、子育て支援について質問いたします。 昨年より開始された伴走型相談支援の取組で すが、妊婦や子育て家庭の孤立化を防ぐことを 目的に、公明党が提案・推進してきた施策であ ります。

妊娠期から出産・育児期まで、一貫して妊婦や子育て家庭の相談に応じ、特に出産前後と0歳から2歳児までの支援に焦点を当て、必要な支援につなぐものであります。

妊婦の方や子育て家庭の伴走型相談支援の必要性について、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 核家族や地域のつなが りの希薄化などによりまして、孤立感や不安感 を抱く妊婦や子育て家庭も少なくない中、伴走 型相談支援は、全ての妊婦や子育て家庭に寄り 添い、産前・産後ケアや家事支援サービスなど の妊娠期や子育て期に必要なサービスへ結びつ けることができる、大変重要な取組であると考 えております。

県としましては、市町村研修の実施や先進事例の周知等に加え、昨年度から、伴走型相談支援と出産や育児に関する経済的支援を一体として実施する市町村に対して補助を実施しております。

引き続き、市町村と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充 実を図ってまいります。

○今村光雄議員 心身のストレスが続けば、虐待等に発展するリスクがあります。どうか負担 軽減のためにも、全ての市町村において対応できるよう、今後も推進をお願いいたします。

次に、休日診療の対応についてですが、先 日、このようなお話をいただきました。 高熱が出たお子様を休日診療に連れて行った ところ、インフルエンザがはやっていたせいも あり、車の中で5時間待たされたとのこと。自 宅で待機し、診察前に連絡を取り合うなどの対 応もあったのではないかと思います。

休日診療だけでなく、夜間診療においても似たようなケースが考えられます。ただ、夜間診療においては、病院に行く前に家庭での対処方法や医療機関の受診の指示などを相談できる、子ども救急医療電話相談#8000が活用できます。

子ども救急医療電話相談の利用状況について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 子ども救急 医療電話相談は、短縮ダイヤルの#8000に電話 すれば、小児科医または看護師が夜間の子供の 病気やけが等について、症状に応じた適切な対 処の仕方や、病院を受診するべきかの相談等に 応じるものであります。

本県では、毎日午後7時から翌朝8時まで対応しており、令和4年度の相談件数は7,026件で、過去3年間もほぼ同程度の相談件数となっております。

〇今村光雄議員 相談件数が一定数とのことですが、利用しやすく、助かっている方も多い状況にあると考えます。

子育て世代の全ての人に知っておいてもらう ためにも、今後も周知のさらなる強化の検討が 必要かと考えます。

子ども救急医療電話相談の周知の取組について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 夜間の子供 の症状急変等に対応する保護者の不安を軽減す るとともに、小児医療機関への不要不急の受診 を抑制し、医療従事者の負担を軽減するため、 #8000の利用促進は大変重要であると考えております。

このため県では、ポスターやチラシ、ウエットティッシュ等の広報グッズを作成し、県内の小児科、保育園等を通じて保護者向けの啓発に努めており、昨年度は、#8000の利用方法を知ってもらうための広報動画も制作したところであります。

本年度は、この動画を県や県小児科医会のホームページをはじめ、映画上映前のCMや屋外ビジョンで放映する予定にしており、今後とも、様々な媒体を活用し、周知啓発に努めてまいります。

○今村光雄議員 次に、アフターコロナにおける介護福祉施設等について質問いたします。

私は20年間、社会福祉法人で勤め、介護業界を取り巻く様々な課題にぶつかってきました。 特に近年では、新型コロナウイルスによる現場の大変さを目の当たりにしてきました。

防護服を着て現場に入ることもあり、発熱したのはいつなのか、ウイルスを排出し出したのはいつからなのか、接触した入居者の方や職員は誰なのか等々、情報を密に毎日協議し、神経をすり減らしながら業務に当たりました。

全職員が一丸となって施設に持ち込まないようにするため、外食を控えたり、県外に行かないよう行動制限も行いました。夏場であってもマスク着用にて入浴介助、職員の家族に熱発があったときは、感染している可能性があるため、数日間、自宅待機してもらうこともありました。

介護に携わる職員は、心が優しく、福祉の心を持たなければ務まる仕事ではありません。しかし、コロナ禍により心身ともに疲弊した職員は、心もすさんでいくような気がしてなりませ

んでした。

また、入居者の方の心身の健康に与える影響 も非常に大きいものとなりました。入居者の方 は、家族にもなかなか会えず、外出の機会が極 端に減少し、施設における通常の生活をするこ とができなくなりました。

やっと再会した家族との面会も、窓越しのため声が届かなかったり、久しぶりに会うため、家族のことを忘れている方もいらっしゃいました。タブレットによるオンライン面会も、テレビの中の人との認識で、自分の家族であるとの認識をされないこともありました。第7波、第8波と収まることのない感染状況に、いつまで続くのかという不安と諦めしかありませんでした。

しかし、ようやく本年5月8日以降からは、 新型コロナは5類感染症に移行しました。新型コロナ以前の状態へ、さらにはそれ以上の経済 再生を目指し、様々な取組が開始されておりま す。本県のこのたびの補正予算を見ても、そのことが明らかであります。

ただ、高齢者施設においては、重症化リスクが変わらないため、現在でも感染症対策をしなければならない状況であります。命を預かる業界であるため、やむを得ないことではありますが、5類移行になってもこの業界は変わらない、そういう状況を多くの方が理解していただくだけでも、働く職員は救われる面があるのではないかと思っております。

新型コロナの5類移行後、なお感染対策に取り組んでいる高齢者施設職員等に対する知事の 所感についてお伺いいたします。

〇知事(河野俊嗣君) 新型コロナの感染が令和2年3月に本県で初めて確認されて以来、社会全体がその対応を迫られ、3年以上にわた

り、県民の皆様一丸となって感染症対策に取り 組んでいただきました。

中でも、重症化リスクの高い高齢者が多く生活している高齢者施設におきましては、職員の方々が自らウイルスを持ち込むことのないよう、また施設内で感染拡大することがないよう、高い緊張感を持って介護サービスを提供してこられました。

仕事の場面はもとより、プライベートの場面 においても、そのプレッシャーたるやいかばか りかと、頭の下がる思いがしております。

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しましたが、今なお高齢者施設等におきまして、職員や関係者の皆様が強い使命感と高い志を持って、感染対策をはじめ、介護を必要とする高齢者の命と生活を守るため尽力しておられることに、改めて深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

県としましても、入所者や御家族に寄り添い、誇りを持って職務に励んでおられる施設職員や関係者の皆様をしっかりと支えていけるよう、引き続き、高齢者施設における感染対策への支援に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 知事もしっかりと認識、理解してくださっていること、そして今後も高齢者施設等における支援に取り組んでいただけることを心強く感じているところでございます。大変ありがとうございます。

高齢者施設等に関しては、引き続き感染症対策に取り組んでいかなければなりませんが、5類に移行したことで何が変わったのか、国と県の状況はどうなっているのでしょうか。

新型コロナの5類移行後における高齢者施設 への対応について、福祉保健部次長にお伺いい たします。 ○福祉保健部次長(津田君彦君) 新型コロナ の5類感染症への位置づけ変更に伴い、限られ た医療機関による特別な対応から、幅広い医療 機関による通常の対応へと移行するなど、様々 な制度や仕組みが大きく変わってきておりま す。

このような中、国は、重症化リスクの高い高齢者が多く生活している高齢者施設への対応については、医療提供体制をはじめとする各種施策を当面の間、継続する方針を示しております。

これを受け、本県は、施設職員を対象とした 検査のためのキットの配付のほか、陽性者発生 後のサービス継続に係るかかり増し経費への支 援、高齢者施設への往診を行う医療機関への補 助を継続することとしており、重症化リスクの 高い高齢者を守るため、引き続き高齢者施設へ の対策に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 5類に移行し、県内の感染状況による警報等の発令はなくなりましたが、高齢者施設等への感染を最小限に抑えるためにも、職員を対象とした検査キット配付、かかり増し経費の支援、高齢者施設へ往診を行う医療機関への補助などは、今後も継続をぜひお願いいたします。

次に、かかり増し経費について質問いたしま す。

これまでも本県では、新型コロナ対応の費用に対して、かかり増し経費による支援を行っております。このかかり増し経費は本来、新型コロナがなければ発生しない費用に対して助成するものであります。

感染対策に取り組まなければならない以上、 5類移行後も必要な助成であり、引き続き助成 することになっておりますが、5類移行後にお いて、新型コロナ感染者が発生した高齢者施設 に対するかかり増し経費支援の内容を福祉保健 部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した高齢者施設に対しましては、これまで職員の感染等に伴う介護人材の確保のための人件費や、感染対策のための衛生用品の購入費用のほか、病床逼迫等により、やむを得ず施設内療養を行った場合などに生じるかかり増し経費に対する補助を行ってきたところであります。

重症化リスクの高い高齢者が多く生活する高齢者施設におきましては、5類移行後においてもこれまでと同様の負担が生じますことから、当面、陽性者が発生した場合のかかり増し経費の支援を継続することとしております。

○今村光雄議員 コロナ禍の初期の頃の話になりますが、マスクが不足していたときは、高額であっても大量に購入する必要がありました。また、消毒液やプラスチック手袋なども品不足となり、高額購入をしておりました。

かかり増し経費の助成は、高齢者施設等に とっては大変助かっている現状にありますの で、多くの事業所に行き渡るよう、今後もよろ しくお願いいたします。

次に、かかり増し経費の上限額について質問 いたします。

高齢者施設等においては、感染者数の多さや 長期間にわたっての感染確認もあるため、かか り増し経費の上限額を上回る場合があります。

かかり増し経費が補助上限額を上回った場合、補助額の引上げができないのか、福祉保健 部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) かかり増し 経費に対する補助につきましては、特別養護老 人ホーム、訪問介護、デイサービスなどの介護 サービスごとに国が補助上限額を設定している ところであります。

原則として、補助上限額の範囲内で補助を行っておりますが、集団感染の発生等により、かかり増し経費の申請額が上限額を超える場合につきましては、県が国に個別協議を行い、承認された場合は、上限額を超える額についても補助を行っているところであります。

○今村光雄議員 クラスター発生時に限らず、 感染者が1人であっても感染力が強いため、広 がらせないためのゾーニング等の対応が必要と なり、感染対策の経費は必要となります。物価 高や水道光熱費も高騰しており、経費を圧迫し ている状況は、高齢者施設等も同じであります。 す。

今後も、上限額を超えた場合においても承認 をいただくことができるよう、国との協議をよ ろしくお願いいたします。

続きまして、介護業界における人材不足について質問いたします。

介護人材の不足に対して、処遇改善をはじめ とし、ICTや介護ロボットによる支援など 様々な施策を取っておりますが、少子化の流れ もあり、いまだ厳しい現状にあります。

介護人材の確保は重要な課題であると認識していますが、県の取組について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 今後、介護 サービス需要のさらなる増加が見込まれる中 で、介護サービスの基盤となる介護人材を確保 することは、重要課題の一つであると考えてお ります。

このため県では、「新規就労の促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つの視

点から、様々な対策を講じているところであり ます。

具体的には、「新規就労の促進」として、テレビやSNSなどを活用した介護の魅力発信や、離職した介護福祉士の再就業を目的とした研修の実施など、「労働環境・処遇の改善」として、職員の負担軽減や業務効率化を図るため、ICTや介護ロボットの導入支援など、「資質の向上」として、介護技術や医療的ケアに関する研修の実施などに取り組んでおります。

○今村光雄議員 処遇改善に関しては、昨年より介護職員等ベースアップ等支援加算が新設されておりますが、県内においては、7割を超える事業所が取得していると伺いました。

介護に携わる業種は、介護職だけでなく様々な業種で成り立っており、この加算はそれらの 業種も対象となってきますので、ぜひ各事業所 への取得の促進もお願いいたします。

また、離職した介護福祉士、いわゆる潜在介護福祉士に関してですが、令和2年度の社会福祉振興・試験センターの就労状況調査によると、介護福祉士の約2割が潜在介護福祉士との結果が出ております。介護福祉士の8割が女性との調査結果もあるため、出産や子育でが原因で離職している可能性もあります。

潜在介護福祉士に対しての再就業のための研修は、そのような有資格者に対しても有用でありますので、広く周知していただき、推進をよろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、これからを担う介護人材の育成も大切です。介護職の魅力は、一生懸命やった分、相手に感謝されることが挙げられます。高校生等がボランティアに来て、直接高齢者の方と接する機会があり、双方ともに

大変に喜ばれる場面を見ております。また、会 話や触れ合いの中で、介護する側が元気をもら うことも魅力の一つだと思います。

そのような取組の中で、若い世代が介護に対して興味・関心を持ってもらうことが、後継の 人材につながっていくと思います。

将来の介護人材の確保に向けた若年層に対するPRについて、県の取組を福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 若い世代に 介護分野を就職先として選択していただくため には、介護の仕事について、小中学生など早い 段階から興味・関心を持ってもらうことが重要 であると考えております。

このため県では、これまでパンフレットや動画を作成し、県内の中学生などに介護の魅力を伝えるとともに、福祉系高校と連携して、高校生が中学生に対して、介護ロボット体験などを通じて介護の魅力を発信する交流事業を実施しております。

今年度は、交流事業の対象を小学生まで拡大することとしており、介護の仕事を将来の職業の一つとして捉えていただけるよう、引き続き、若い世代に対して、介護の魅力発信や理解促進に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 高齢者の皆様のおかげで今の 自分がある、そして介護の仕事は誰にでもでき る仕事ではないという意識の醸成は、自分の仕 事に対する誇りにつながると思います。そのよ うな面も含め、魅力ある介護のPRをよろしく お願いいたします。

人材不足の課題は、介護業界だけではなく、 どの業界におきましても喫緊の課題でありま す。その中でも、高齢者福祉をはじめ、保育園 や障がい者施設などの福祉施設においては、社 会的援助が必要なため、人材の確保や定着により一層の力を入れていかなければならないと考えます。

そして、今現在におきましても、入居者の方も御家族も、そして職員も、本来あるべき業務の姿ではないため、苦労を強いられていることを再度御理解いただき、私の質問を終わらせていただきます。

以上になります。ありがとうございました。 (拍手)

○濵砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時0分再開

○濵砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕(拍手) 皆様、こんにちは。私は今回、4月の選挙におきまして、 県民の皆様の負託を受け、延岡市選挙区におきまして初当選させていただきました、県民連合立憲、立憲民主党の松本哲也でございます。

今定例会最後の登壇となりました。延岡市議会では静かに登壇しておりましたので、県議会での拍手を受けての登壇に実は違和感がありましたが、こうやって皆様方から拍手をいただいて登壇すると、これもいいなと思いながら、その皆さん方からいただくエールを受けて、これからしっかりと質問させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、延岡市北川町在住の県議会議員を56年 ぶりに県議会へという熱い思いを受けまして、 県政に、長年にわたる地域の皆さん方の思い、 声を届けたいと挑戦させていただきました。そして今、ここに立たせていただいております。

この延岡市は、平成18年2月の旧北方町、そして旧北浦町、平成19年3月の旧北川町の市町合併後の県議会議員選挙の際、旧東臼杵郡選挙区の県議会議員として長年御尽力されました松井繁夫先生の御勇退以後、県北で三北と言われるこの地域で県議会議員が不在、そして新たな延岡市選挙区で16年間不在ということになりました。

今年2023年は、置県140年に当たります。その 少し前の明治14年3月から、16年に宮崎県が再 配置される直前の4月まで、鹿児島県会議員と して長友小三氏が在籍されています。

長友氏はその後、町村制が施行された明治22 年6月に、北川村の初代村長として就任され て、1期4年間を務められた方であります。

長友氏が宮崎県の分県再置にどのような役割を果たされたか詳細は不明なんですけれども、 川越進翁とともに分県運動に参画され、現在の 宮崎県誕生に御尽力されたであろうと信じてお ります。

私自身、旧北川町、合併後の延岡市職員、そして2期8年を市議会議員として、歴史や伝統文化をはじめ地域の課題など、様々な意見やお話をお聞きし、活動してまいりました。大切なお一人お一人の思い、その声を、これから与えていただきました4年間、この議場で届けさせていただきたいと思います。

そのことにより、県民の皆様が安心して宮崎 県に住める、宮崎県に住んでよかったと実感し ていただけるように取り組み、次世代にすばら しい宮崎県を渡すために邁進してまいります。

ぜひ知事をはじめ県当局の皆様には、県民の 皆様が将来に向けて希望の持てる御答弁をお願 いいたします。

それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

初めに、平成の合併についてのお尋ねをいたします。

冒頭に触れましたが、延岡市は、1市3町の 市町合併を経て今日に至っております。本県 は、市町村合併を経て、9市35町村から9市17 町村の26市町村となり、現在に至っておりま す。全国においては、自治体数が半減しており ます。

河野知事は、2005年、平成17年4月に総務部長、その後、副知事に就任、平成23年1月から現職の知事として4期目を迎えられました。

知事が本県において活躍されているこの間、 本県ではまさに平成の市町村合併が進み、現在 の宮崎県となっております。

知事は、さきの選挙に加え、これまで県内各地において、その現状に触れ、多くの県民の皆様の声をお聞きし、感じてこられたことが多くあるものと推察いたします。

そこでお伺いいたします。これまでの県内における平成の市町村合併について、知事としてどのように評価されているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以後は質問 者席から行います。(拍手) [降壇]

〇知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕 お答えしま す。

市町村合併は、それぞれの時代状況を背景として、様々な状況を背景として行われてきたものでありますが、平成の市町村合併は、人口減少や少子高齢化等を背景に、充実した行政サービスを安定的に継続できる体制の強化を図るために、それぞれの地域で進められてきたもので

あります。

合併した団体では、行財政基盤の強化により、効率的で効果的な取組が行われ、道路や下水道などの社会資本の整備が進み、危機管理や地域医療対策をはじめ、地域課題に対応するための専門組織が設置されるなど、住民の福祉に資する成果がもたらされたものと認識しております。

一方で、住民の声として、「職員と地域住民 とのつながりが弱くなった」とか「周辺部の活 力が失われた」、そのような様々な御意見、御 指摘も伺っているところであります。

各市町村においては、こうした住民の声を受け止め、地域が一体となって将来像や今後の在り方を展望しつつ、行政運営を行う姿勢、その取組が求められているものと考えております。 以上であります。 [降壇]

○松本哲也議員 当時を振り返りますと、西尾 私案が出され、合併を選択するのか自立を選択 するのか、各自治体においても議論がなされた と認識をしております。私は、今後も基礎自治 体をしっかりと支援していただきたいと、その ことを強く願っております。

特に、過疎地域や合併した、いわゆるみなし 過疎地域などへの財政支援などについては、こ れまで以上の財政支援を構築していただくな ど、周辺部の振興はこれまで以上に強力に図っ ていただくことを求めたいと思います。

しかし、近年は、頻発・激甚化する自然災害などの発生において、近隣の市町村との応援協定を交わし、対策を講じている自治体も多く存在しており、そのことが大切な取組であることは私自身も理解はしております。

そこで、次に、広域化・圏域化についてお尋ねいたします。

人口減少の深刻化、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、隣接する自治体が連携する「圏域化」の構想が浮上し、数年がたちました。

市町村合併の検証・総括もない中に、さらなる合併とは言い難いので、広域的な連携を進める圏域化なのではないかと私は感じています。

県内においても、消防通信指令の広域化の協 議や、水道広域化推進プランの策定といった具 体的な計画、検討が行われているようです。

そこで知事にお伺いいたします。このような 広域化・圏域化の動きについて、県としての取 組はどのようになっているのかお尋ねいたしま す。

○知事(河野俊嗣君) 市町村は様々な行財政 課題に直面し、厳しさが増す中で、国の第32次 地方制度調査会の答申では、地方公共団体がイ ンフラの老朽化や人材不足に直面しながら行政 サービスを維持するため、地域の実情に応じた 広域連携が有効と示されているところでありま す。

県としましても、限られた予算や人員の中で、県民の様々なニーズに対応していくため、 県や市町村があらゆる分野で広域的に連携する ことや、市町村同士が自主的に連携協約等を結 び、協働して取り組んでいくことが重要である と考えております。

このため、市町村広域連携推進セミナーの開催によります意識の醸成や、水道や医療など将来にわたり安定的かつ効果的に提供していく必要がある事業における共同処理の支援など、市町村間の連携強化を支える取組を進めております。

引き続き、地域住民が必要とするサービスが 将来にわたって提供できるよう、市町村の声を 十分に伺いながら、行財政運営の支援をしてま いります。

〇松本哲也議員 それでは、具体的に県水道広域化推進プランについてお尋ねいたします。

人口減少の影響や節水型家電製品の普及に加 え、水道管の老朽化など、自治体における水道 事業の経営は年々厳しくなっていることが予想 されます。

しかし、水道事業をはじめ、地方公営企業は独立採算制が基本でありますので、今回県が策定したプランは市町村にどのような影響を与えるのか、また今後、下水道事業や病院事業はどのようになるのか、私にとっては、自治体との協議・検討の内容など、非常に関心の高いものがあります。

そこでお伺いいたします。今回策定しました 宮崎県水道広域化推進プランの内容と県の役割 について、福祉保健部次長にお伺いいたしま す。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 市町村等が 担う水道事業の経営環境は、人口減少に伴う収 益性低下や、施設老朽化等の更新需要の増大に 伴い、厳しさを増す状況にあります。

宮崎県水道広域化推進プランは、これらの状況に対応するため、中長期的な視点から、経営基盤の強化を目的として、県が今年3月に策定したものです。

プランの中で、県は、広域的な視点から、市町村の区域を超えて事務の広域処理を行う場合の効果をシミュレーションし、その上で、保守 点検業務など効果が高い取組を提案しております。

市町村等は、このプランを参考に、経営基盤 強化に向けて主体的に検討を行うこととなって おります。 県といたしましては、今後、水道事業の持続 的運営が図られるよう、定期的な会議の開催や 広域連携事例の情報提供など、市町村の意向も 十分踏まえた上で必要な支援を行ってまいりま す。

○松本哲也議員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、地方分権についてお尋ねいたします。 地方分権一括法の施行により、国と地方の関係は対等・協力となり、国は、地方の自主性を 高めるために制度改正を行うなど、様々な推進 に取り組んできました。

しかし、現状は、各種交付金などにおいて、 その使途をはじめ、主導権を握っていると思っ ております。地方交付税においては、トップラ ンナー方式を用いる点や「地方交付税措置をし ていく」と、このようなことで、その関与は顕 著であると言えます。

私は、どちらかといえば、逆に中央集権が進んだのではないかとさえ感じています。ましてや道州制の議論はどこに行ったのか、30年もたちますと、国と地方の関係も見直しがされるのではないかと危惧します。

しかし、今年は置県140年。10年後、50年後の 宮崎県を描き、夢を語らなければならないと思 います。そのことで次の世代に宮崎県を引き継 がなければならないと感じているからです。

そこでお伺いいたします。これまで進めてこられた地方分権改革の推進について、知事の所感をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 地方分権改革は、地方が自らの創意工夫により問題を解決し、より魅力ある地域づくりを行うための基盤となるものであります。

これまで、国から地方への税源移譲や義務づ

け・枠づけの見直し等によりまして、地方分権 の取組は一歩一歩着実に進展してまいりまし た。

しかしながら、こうした見直しが進められているものの、地方が主体的に行うべき計画策定を補助金交付の要件とする実質的な義務化や、制度運用に当たっての「従うべき基準」など、依然として地方に対する国の過剰な関与が課題となっております。

人口減少が本格化する中、我が国の持続的な発展のためには、これまで積み上げてきた地方分権の取組、その歩みというものをさらに進めることが重要であると考えております。

県としましては、国と地方の役割の見直しや明確化を図り、地方の実情に合った地域づくりを実施できるよう、「国と地方の協議の場」の充実や計画策定等の見直し、立法プロセスへの参画など、全国知事会とも連携して、引き続き地方分権改革の推進に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ぜひ河野知事におかれましては、全国知事会において、そのリーダーとなって、御発言でも引っ張って推進していただきたいとお願いしたいと思います。

それでは次に、今議会におきまして、これまで多くの議員の皆様が様々な角度からお尋ねになられましたG7宮崎農業大臣会合です。

この会合が開催されたことで、このことを今後どのように県政に取り入れていくのか、どのように県民に還元されていくのかが重要であると感じています。

そこでお伺いいたします。G7宮崎農業大臣 会合が開催された経験を踏まえて、本県の強み を生かした県政運営をどのように図っていくの か、知事にお伺いいたします。

〇知事(河野俊嗣君) 今回の会合は、このG

7クラスでは、23年ぶりに開催された会合となりました。

本県の強みである食や農業、優れたMICE 環境などの魅力を最大限世界に向けて発信する 機会となり、各国大臣や関係者からも、本県の 食材やおもてなしに対する高い評価の声をいた だいたところであります。

また、会合の共同声明文書では、循環型農業の推進にも言及されたところでありまして、持続可能な農業を目指す本県にとりまして、心強い後押しをいただいたものと考えております。

加えて、県内高校生によります各国大臣への 提言や学生ボランティアの活躍など、グローバ ルな視点を持った人材育成の場にもなったもの と考えております。これらの成果は貴重な財産 であると考えております。

置県140年であります今年は、このG7の会合に加えまして、WBCやラグビー日本代表の合宿、県人会世界大会など、本県が世界とつながる機会の多い、そのような年であります。

引き続き、本県の強みや財産をさらに磨き上げ、世界に発信しますとともに、世界に通用するグローバル人材の育成や、新たな価値の創造に努め、未来へつないでいくことを強く意識しながら、今後の県政運営に当たってまいります。

〇松本哲也議員 ぜひともよろしくお願いした いと思います。

それでは、先ほど知事の答弁にもありました が、宮崎県人会世界大会についてお尋ねいたし ます。

先ほどから今年が置県140年であることに触れていますが、非常によい事業であると私は感じています。

私の住む延岡市北川町から、それも私の近所

から、昭和44年にブラジルに移住された方がいらっしゃいまして、北川村報に近況を知らせる 手紙が数回掲載されておりました。

ブラジル到着後に、長い船旅であったこと や、ブラジルの気候や果樹中心の営農で桃が主 力であること、リンゴの試験栽培が成功したこ となどが書かれてありました。

昭和59年、当時の北川町長がブラジル訪問の際に、ブラジル移住の方々が切望されていた、 盆踊りなどで使う太鼓をお土産に持っていかれたということが書いてありました。それまでは ドラム缶を代用されていたということでした。

県内の各自治体においても様々な交流などが 行われてきたのではないでしょうか。これは国 内においても同様です。

今回、この事業により、多くの本県出身者、 ゆかりのある方が帰省され、交流することで、 本大会の成功を願うところです。

しかし、開催まで半年となった今、県内の市町村における独自の取組なども関心があります。このような機会に、ふるさとの自治体における交流などを促し、盛り上げるべきと思います。

そこでお伺いいたします。今回の宮崎県人会 世界大会の開催における市町村と連携した取組 はどのようになっているのでしょうか。その取 組について、商工観光労働部長にお伺いいたし ます。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 宮崎県 人会世界大会は、国内外の県人会の方々が一堂 に会し、ふるさと宮崎を中心としたネットワー クの構築を目的としており、議員御指摘のよう に、それぞれの出身地やゆかりのある地域をよ り身近に感じていただくことが大変重要と考え ております。 このため大会では、記念式典や歓迎レセプションに加え、市町村ごとにブースを設け、特産品のPR等を行うとともに、県内各地を訪問するツアーを予定しており、各市町村と意見交換等を行いながら準備を進めているところであります。

県といたしましては、引き続き市町村と緊密 に連携し、参加される県人会の方々に大会テー マの「つながろうひなたで、つなげよう世界 へ」を実感していただける大会になりますよ う、しっかりと取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ぜひよろしくお願いいたします。私も楽しみにしております。

次に移ります。選挙についてお伺いいたしま す。

今回の統一地方選挙は、全国的に投票率が過去最低を更新しております。 あまりよい更新ではないことは、私が申すまでもありません。

あまりにも低い投票率となってしまいますと、県民の負託を受けたと言いつつも、その選挙そのものがどうなのかと、その正当性を考えてしまいます。とはいえ、我が国のように自由な選挙ができることをありがたく思っています。

また、最近の選挙では、期日前投票は定着してきたようですし、ショッピングモールなどで投票ができるなど様々な工夫が行われ、投票率の向上に努めていただいております。

しかし、投票所までの距離が遠く、自動車運 転免許の返納や公共交通の利便性など、現実的 に、投票に行きたい、行かなければいけないと 思っても、その移動手段に苦慮されている方も 多くなっているようです。

そこでお伺いいたします。今回の県議会議員 選挙における投票率について、選挙管理委員長 の所感をお伺いいたします。

○選挙管理委員長(茂 雄二君) 今回の県議会議員選挙の投票率は40.75%と、前回の39.76%を0.99ポイント上回りました。

最近の国政選挙や県知事選挙の投票率が回復傾向であった中、その勢いに乗れるよう選挙啓発に努めてまいりましたが、結果として約6割の選挙人が棄権しましたことは、厳しい結果であると受け止めております。

県選管といたしましては、引き続き県議会の 出前授業の取組などとも連携しながら、多くの 選挙人が県政や県議会の活動に関心を持ち、投 票参加されるよう、主に若者世代を対象とした 啓発活動や、教育委員会と連携した主権者教育 に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 今回の県議会議員選挙では0.99ポイント上回ったということでございますが、委員長が答弁されたように、関心を持っていただくため、今後は私たち議員も、県議会を身近に感じていただけるように、検討や取組を進める必要性を感じています。

有権者からは、移動投票所を望む声や、投票記載台に掲示された候補者の氏名がポスター掲示の順番と違っていることから、「写真と名前があるといい」であるとか、「紙の選挙公報でなく、SNSで候補者の統一された情報提供があれば」と、具体的な提案もお聞きいたしました。

これは、近年の選挙カーによる運動で、病院などの施設や学校はもちろん、住宅街などでの配慮や時間帯など、これまでの選挙活動を工夫しなければいけない提案であったと感じております。

そこで、午前中の今村議員の質問と重なる部 分もあるかと思いますが、重要なことと考えま して、私の考えた予定どおりの質問をさせていただきたいと思いますけれども、このような声があるわけです。

この声を踏まえていただき、投票率向上に向けてどのように取り組むのか。冒頭に少し触れましたけれども、高齢者の方など移動手段がない方々への移動支援なども必要と考えます。あわせて、インターネットによる候補者の情報提供などにつきまして、選挙管理委員長にお伺いいたします。

〇選挙管理委員長(茂 雄二君) 投票所等への移動支援や、都城市で取り組まれている山間部での移動式期日前投票所の設置につきましては、今後も高齢化が進む中で、投票機会の確保のため、大変重要な取組であります。

このため県では、国政選挙や県の選挙における必要経費を負担しますとともに、市町村向けの説明会や研修等におきまして、先進事例を紹介しながら導入に向けた検討を促しております。

また、選挙人が携帯端末等で気軽に候補者の 情報を得られることも、投票率の向上のために は重要であります。

このため、出前授業等におきまして、選挙の情報入手手段として、SNSなどインターネットを利用した候補者の選挙運動を紹介しておりますほか、選挙公報につきましても、県のホームページに掲載し、周知に努めているところであります。

○松本哲也議員 ぜひお願いいたします。

では、選挙についてもう一点、LGBTQ、 性的少数者の方に対する配慮です。

女性であることを自認する男性の方が、御自 身の思うとおりの服装をされて投票に行かれた ところ、戸籍は男であることから、投票用紙を 渡す担当者の方から、「御本人ですか」と戸惑いながらも確認を受けたそうです。「もう投票に行きたくなる気持ちにはなりません」とおっしゃっていました。このことは病院などでも確認されるために、度々苦痛を感じているとのことでした。

何か工夫が必要ではないかと思います。尋ね た担当者の方も、ミスは許されないと思い、善 意で一生懸命に聞かれたと思いますが、今後も このような事象は起こり得ると予想されます。

投票所におけるLGBTQなど性的少数者に対する配慮という点につきまして、選挙管理委員長にお伺いいたします。

〇選挙管理委員長(茂 雄二君) 投票所で投票する際には、まず受付におきまして、選挙人名簿に登録されているかどうか確認を行います。選挙人名簿には、選挙人の住所、性別、生年月日を記載しなければならず、受付では、これらの項目に対して本人確認を行うこととなります。

また、投票者数につきましては、男女別で把握し、報告するよう総務省から求められておりまして、投票用紙の交付の際に、係員が性別の記録を行っております。

これらの事務におきまして、従事者が性別確認を行うこととなりますが、その際、選挙人に性別をただしたり、ほかの従事者への引継ぎの際に、周囲に聞こえる声で話したりすることのないよう、市町村説明会の場で注意を促しております。

引き続き、誰もが気持ちよく投票できる環境 づくりに努めてまいります。

〇松本哲也議員 これを本当に分ける必要があるのかなというところは、まだ疑問がありますけれども、ぜひとも委員長がおっしゃったよう

に、その環境づくりのために、当事者団体の 方々との協議・検討、そういったものをしてい ただくことを私のほうからはお願いしたいと思 います。

それでは、次に移らせていただきます。マダ ニ対策についてお尋ねいたします。

マダニを媒介とした感染症、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)については、過去に県議会において質問されていることは認識いたしております。県内市町村におきましても、警戒を促す広報などにより、注意喚起を行っていただいております。

私の知人から「マダニにかまれて、知り合いが亡くなった」、また別の方からは「奇跡的に回復したが、家族は覚悟するように伝えられていた」、ほかにも「病院に診察に行ったところ、熱が出なくて入院はしなかったが、熱が出た場合は即入院と言われて予約をしていた。しかし、その間に1か月近く痛みや倦怠感があった」など、聞けば聞くほど早急な感染予防対策の必要性を感じたところです。

そのような中、SFTSに関して研究が進んでいることをお聞きし、大きな期待を持ったところです。

そこでお尋ねいたします。SFTS(重症熱性血小板減少症候群)に関する県内の研究体制等感染予防に係る県の取組について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 本県におけるSFTSの発生状況は、統計を取り始めた平成25年から累計で103件であり、全国1位となっております。

SFTSに関しては、宮崎大学において医学 と獣医学が連携して、早期診断や予後改善に向 けての研究に取り組んでおり、県の衛生環境研 究所も検査の技術的中核機関として参画しております。

治療法が確立されていないSFTS対策では、マダニにかまれないことが最も重要となります。

このため、県としましては、マダニの活動が 活発になる春から秋の時期に合わせて、県ホームページ等を通じて広く注意喚起を行っており、引き続き、市町村、医療機関とも連携して 周知・啓発を行ってまいります。

〇松本哲也議員 ぜひ県としても、この対策に 御尽力いただきたいと思います。

次に移ります。防災・減災についてお尋ねい たします。

昨年の台風第14号被害については、その復旧 に御尽力いただいておりますことに感謝を申し 上げます。今後もさらなる早期の復旧に努めて いただきますようお願いいたします。

一たび台風や大雨が発生いたしますと、河川 全域に多くの流木などをはじめとした災害ゴミ が漂着しています。

特に下流域や海岸は漂着物が滞留することもあるのでしょうか、毎回、相当量の流木などの漂着物を目の当たりにいたします。片づけが終わらないうちに次の台風が発生することも度々起こり、漁業関係者を悩ませ、地域住民の方はいつまでも心が晴れない日々を送られています。

さらに、これからは海水浴シーズンを控え、 水質が幾らよくても、観光客からしますと、楽 しみも半減するのではないでしょうか。

そこでまず、延岡地区の河川や海岸における 流木などの漂着物への対応について、県土整備 部長にお伺いいたします。

〇県土整備部長(原口耕治君) 昨年の台風

第14号により、県内各地の河川や海岸において、林地残材を含む多くの流木等が漂着しており、延岡地区におきましても、祝子川や方財海岸、延岡港東海海岸などで確認されております。

このため、河川においては、流木が点在して 漂着していることから、樋門やポンプ場などで 河川管理に支障が生じている箇所を優先し、順 次撤去を進めております。

また、海岸においては、約1万立方メートル に及ぶ流木等が漂着したことから、資源の有効 利用と処分費の縮減を図るため、公募により流 木を無償提供する取組を行っており、バイオマ ス発電等にも利用されております。

今後とも、国、県、市町で構成される流木等 処理に係る会議などを通じて関係機関と連携 し、河川、海岸の適切な管理に努めてまいりま す。

○松本哲也議員 それでは、今答弁にもありましたが、山林伐採後の跡地に残された林地残材、このようなものが影響しているのかと感じておる方もいます。伐採後の再造林に向けての地ごしらえなど、必要な対応は取るとしましても、適切な流出防止対策が必要であると考えます。

そこで、林地残材の流出防止対策については どのように取り組んでおられるのでしょうか、 環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(殿所大明君) 県では、適正な伐採を推進し、林地残材等の流出を防止するため、林地残材の置き場所の選定や適切な置き方、壊れにくい作業道を造る方法など、伐採事業者が遵守すべき事項をまとめたガイドラインを作成し、市町村を通じた周知や伐採パトロールなどでの指導を行っております。

また、林地残材は再造林の支障になるとともに、災害時に河川等へ流出するおそれがあるため、木質バイオマス資源として有効活用する事業にも取り組んでおります。

さらに、渓流内に堆積した流木の撤去等を行う事業も実施しており、今後とも引き続き、林 地残材の流出防止対策にしっかりと取り組んで まいります。

○松本哲也議員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、私が地域住民として、また市議会議員 として取り組んできました、一級河川、北川の 管理についてお伺いいたします。

このことになりますと、流域治水対策の一言では済まされない数々の改善や要望などがあります。

今回は、大分県企業局が管理しています大分 県佐伯市宇目町に所在する北川ダムについてで す。

北川ダムは、昭和37年8月に洪水調整と発電を目的に建設されました。国土交通省が進める流域治水プロジェクトでは、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化などを踏まえ、堤防やダムの建設などの対策を加速させ、流域の関係者が水害対策を行うという考えです。私の住む北川流域の地域住民を悩ます霞堤の保全などがあります。

この課題が悩ましいのは、北川の源流は大分 県となり、北川ダムが存在しています。県境を 挟み、下流域の河川管理者は宮崎県となります ので、様々な点において、宮崎、大分両県での 協議・検討が必要であるということです。

今後の気候変動による異常気象が想像に難くない現状からしますと、これまでの基準による 防災対策は見直しも必要になると考えていま す。

そこでお伺いいたします。北川ダムの管理について、大分県とどのように連携をされているのでしょうか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(原口耕治君) 北川につきましては、平成9年の台風第19号により、延岡市において甚大な被害を受けたことから、河川やダムに関する諸問題を検討することを目的として、国、大分県、宮崎県、延岡市、地域の代表者及び学識経験者で構成する「北川流域防災会議」が設けられております。

この会議での意見や要望を踏まえ、大分県では、北川ダムの事前放流にいち早く取り組み、本県では、河川監視カメラや水位計の設置による洪水情報の充実に取り組むなどの洪水対策を推進してきたところであります。

今後とも、北川ダムの管理を含む地域の課題に対しまして、住民の皆様の御意見を伺いながら、引き続き大分県とも連携し、官民一体となって取り組んでまいります。

○松本哲也議員 防災・減災の最後の質問、延 岡市の長浜・方財海岸の浸食問題です。

先日、現地を調査いたしました。その後に は、国会において質問もされているようです。

私は、方財海岸においての袋詰め玉石の効果や、延岡新港においては防波堤延長の今後の進捗効果など、私以外の地域住民の方々の関心も高いことから、県としてできること、取り組んでいることをしっかり検証していかなければならないと考えています。

そこで、長浜・方財海岸の保全における取組 状況につきまして、県土整備部長にお伺いいた します。

〇県土整備部長(原口耕治君) 長浜・方財海

岸につきましては、これまで五ヶ瀬川河口の導流堤において、袋詰め玉石によるかさ上げを実施しており、施工箇所周辺に砂の堆積が確認されることから、一定の効果があると考えております。

また、延岡新港のしゅんせつ土砂を用いた大瀬川河口周辺の養浜を引き続き行いながら、今年度は新たに国が掘削する五ヶ瀬川の堆積土砂を長浜海岸の浜崖の箇所に活用してまいります。

さらに、海岸から延岡新港へ流れ込む砂を抑制するため、今年度も引き続き、防砂堤工事を 進めることとしております。

今後とも、海岸一帯の砂の移動に関する解析を行うためモニタリングを継続し、地元の皆様や専門家の意見を伺うとともに、関係機関と連携しながら、砂浜の保全に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 あの袋詰め玉石の下のシートなども、効果が非常に高いのではないかと思いましたが、今後も、先ほどの流域治水や海岸浸食などをはじめ、推移を見守りながら議論を重ねさせていただきたいと思います。

次に移ります。所有者不明の土地についての お尋ねであります。

東日本大震災の復興の妨げになった理由の一つに、持ち主が誰なのか、どこに住んでいるのか分からないといった、所有者不明の土地があったと言われています。このことは、何も被災地に限ったことではなく、公共事業等においても壁になっているのではないでしょうか。

公共事業を積極的に継続して実施するために は、用地の取得が最重要であると認識していま す。

そこでお伺いいたします。県が実施します公

共事業におきまして、所有者不明の土地が存在 した場合、その取得手続はどのようになってい るのでしょうか、県土整備部長にお伺いいたし ます。

○県土整備部長(原口耕治君) 道路や河川などの公共事業におきましては、相続登記がなされていないことなどにより、多くの時間と労力を費やしても所有者の氏名や所在が分からない土地、いわゆる所有者不明土地を取得しなければならない場合があります。

県では、このような場合、裁判所が選任した 財産管理人から不在者の土地を取得する制度 や、市町村長の認可を受けた自治会などの地縁 団体から地域の共有地を取得する制度及び土地 収用制度などを活用して、用地取得に努めてお ります。

また、所有者不明土地の利用を円滑化するため、国において新たな制度が整備されてきておりますので、このような制度も活用しながら、引き続き公共事業用地の取得に努めてまいります。

○松本哲也議員 御苦労も多いかと思いますが、ぜひとも取得については御尽力賜りたいと思います。

具体的に森林の境界明確化についてお尋ねし たいと思います。

このたび、本県の木材産出額が初めて全国で 1位となりました。新型コロナウイルスの影響 による世界的な木材市況の混乱によって、杉材 の価格が大幅に値上がりしたことが原因とはい え、喜ばしいことだと感じています。今後は再 造林が伐採とセットで推進されなければならな いと私は考えています。

しかし、高齢化が進む中、森林所有者の方々 は山林の管理が年々大変になり、境界が不明確 な山林も増えているのではないでしょうか。そ のことにより、誤伐や盗伐、これは絶対にあっ てはならないと思います。

そこでお伺いいたします。市町村と森林組合が実施しています森林の境界明確化対策を、県として積極的に推進すべきだと考えます。市町村間の情報交換など、県内全体で取り組む指導が県としても必要ではないでしょうか。森林の境界明確化について、県内の取組状況はどのようになっているのでしょうか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(殿所大明君) 境界が不明な 森林は、効率的かつ適正な森林施業の妨げに なっており、相続の発生等に伴い、今後さらに 増える可能性があることから、早急に境界明確 化を進める必要があると認識しております。

このため県では、所有者の確認や現地立会 い、測量など、森林組合が行う境界明確化の取 組を支援しているところです。

また、一部の市町村では、森林環境譲与税を活用し、航空レーザ計測で得られた詳細な地形図等を基に現地立会いを不要とするなど、効率的な境界明確化に取り組んでおり、こうした取組を他の市町村に広げていくことも重要と考えています。

県としましては、引き続き市町村や森林組合 等と連携して、境界明確化の取組を推進してま いります。

○松本哲也議員 ぜひとも県の御指導をお願い したいと思います。

次に移ります。ヤングケアラーについてお尋ねいたします。

ヤングケアラーの支援につきましては、昨今 の国や地方自治体の取組などからしましても、 その必要性、重要性は誰もが認識されているこ とと思います。また、18歳から30代までの若者 ケアラーは、進学や就職においても思うように ならず、大変苦慮されているようです。

日本ケアラー連盟によると、2020年3月、埼 玉県が日本で初めてとなるケアラーを支援する 埼玉県ケアラー支援条例を制定したとありま す。日本には、介護をする側、ケアをする人の 生活や人生を支援する法律はないので、法制定 に先んじて条例を制定されたようです。その 後、全国の市町村においても、同様の条例が制 定されています。

そこでお伺いいたします。全国ではケアラー 支援条例でありますが、ヤングケアラー支援に 関する条例の必要性について、県はどのように 考えているのでしょうか、福祉保健部次長にお 伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) ヤングケア ラー支援に関する条例につきましては、令和2 年3月に埼玉県が全国で初めて制定し、都道府 県では、現在、1道5県において制定されてお ります。

ヤングケアラーの背景には、高齢者や障がい者の介護のほか、貧困、ひとり親世帯、孤立化など、多岐にわたる問題が絡んでいると言われており、本県におきましては、今年度から、県や市、教育委員会、介護支援専門員協会等の民間団体などで構成する検討委員会において、支援体制の在り方について検討を始めております。

国においても、法制化の必要性について議論 されていると聞いておりますので、その動きも 注視してまいりたいと考えております。

○松本哲也議員 ぜひ県としても、積極的にま た御検討いただきたいとお願いしたいと思いま す。 そこで、昨年、県が実施しましたヤングケア ラー実態調査についてお伺いしたいと思いま す。

調査結果を分析した報告書が示され、本年の 2月定例会において質問もされているようです が、実態を把握したわけですから、一刻も早い 支援が必要であると思い、お尋ねするもので す。

ヤングケアラーのアンケート結果を受けて、 今後どのような支援を行う考えなのでしょう か、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(津田君彦君) 昨年度実施 したアンケート調査により、本県にもヤングケ アラーと思われる子供が一定数確認され、その 実態もある程度把握したところです。

この問題につきましては、子供や家族、周囲の大人がヤングケアラーについて理解することが重要でありますことから、県では、「子ども・若者総合相談センターわかば」にコーディネーターを配置し、本人からの相談に直接応じるとともに、研修や講演会等を開催し、社会的認知度向上に向けた普及啓発に取り組んでおります。

また、検討委員会を定期的に開催することで、関係者同士の連携を深め、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援機関につなげる体制を構築してまいりたいと考えております。

○松本哲也議員 御答弁にありましたけれど も、本人からの相談、ここが一番難しいところ ではないかと私は感じております。

ぜひとも丁寧に、また早急にこの問題に取り 組んでいただきたいということをお願いしてお きたいと思います。

次に移ります。不登校対策についてお尋ねい たします。 今年3月、中央教育審議会は、今年度から5 か年間の教育振興基本計画を答申いたしました。誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校対策「COCOLOプラン」において は、不登校により学びにアクセスできない子供 たちをゼロにすることを目指すとあります。

その中で私は、不登校特例校の設置促進、将 来的に300校設置を目指すことや、1人1台端末 の活用、チーム学校での支援などに特に目を引 かれました。

そこで、まずは不登校特例校についてお伺い いたします。

現在、全国においては、21校が設置されていると伺っております。この設置を将来的に300校と目標設定しています。今議会に提案されています補正予算では、高等特別支援学校の県内設置が4校とあります。では、この不登校特例校は、今後どのようになるのだろうかと、いずれにいたしましても、誰一人取り残されないように、早めの対策が必要であると考えます。

そこで教育長に、不登校特例校の設置に向け た県内の状況につきましてお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 国は、昨年度末に 不登校対策を取りまとめて「誰一人取り残され ない学びの保障に向けた不登校対策」を通知 し、子供の実態に応じた教育課程を柔軟に編成 できる不登校特例校を対策の一つとして位置づ けております。

県教育委員会といたしましては、不登校特例 校の設置につきまして、調査研究に取り組むと ともに、現在、複数の市町村と意見交換を行っ ているところであります。

今後も積極的に相談・支援を行うなど、不登 校特例校の設置に向けた取組を進めてまいりま す。 ○松本哲也議員 現在、複数の市町村と意見交換ということでございますので、ぜひこの特例校につきましても、バランスの取れた取組ということも、私が申すまでもないと思いますが、念頭に置かれながら取組をされていくことをお願いしておきたいと思います。

もう一点お尋ねいたします。COCOLOプランには、「心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する」とあります。特に、不登校になる前の早期発見・支援や保護者の支援について取り組むことになっています。

1人1台端末を活用した健康観察にも取り組まれるようです。私としましては、不登校対策として、学習におけるICT活用が気になるところであります。

そこで、教育長にお尋ねいたします。不登校 対策として、ICTを活用した学習活動につい てお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 本県の義務教育段階においては、不登校の児童生徒が自らのペースで、実際の授業の時間に、オンラインでその様子を視聴したりしております。

また、自宅から朝の会等に画面を通して参加 したりすることを可能としている学校もありま す。

なお、指導要録上の出席扱いとするためには、保護者と学校との十分な連携や、定期的・継続的な対面指導の実施など、国から幾つかの要件が示されており、市町村や各学校へ通知したところであります。

県教育委員会といたしましては、今後も市町 村教育委員会と連携しながら、ICTを用いた 不登校支援が適切に行われるよう、要件の周知 や好事例の紹介に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 教育長の御答弁でもありまし

たように、出席扱いとか、このあたりは本当に デリケートなところに関わってくるのかなと私 は感じております。ぜひとも不登校対応とし て、直接的にICT活用も含めながら御尽力い ただきたいと思います。

そこで、今度は、特別支援学級をめぐる文部 科学省通知についてお伺いいたします。

2022年4月に文部科学省は、「特別支援学級に在籍している児童生徒が、原則として週の授業時数の半分以上を交流及び共同学習として、通常の学級で受けている場合には、学びの場の変更を検討すべき」という通知を行いました。

これを受けて、報道では、31の都道府県教育委員会の中で、本県をはじめ3つの県は、2023年からの実施を求めて、原則、目安どおりの運用を求めていると伺っております。

この通知に対しまして文部科学省は、通常の学級へ在籍を変更することが目的としていますが、報道によりますと、授業数は制限するよう市町村教育委員会に要請したとあり、障がい者団体や保護者の方からは逆行しているとの声があります。このことは学校現場などに混乱を与えるのではないかと危惧するところです。

そこでお伺いいたします。このような文部科学省からの通知は、明確に保護者や市町村教育委員会、学校現場と共有されなければならないと考えます。特別支援学級及び通級による指導の適切な運用に係る通知の趣旨を踏まえた県の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 特別支援学級に在籍する児童生徒につきましては、障がいの状況等に応じて柔軟に在籍を変更できることとなっており、本通知は、この変更の検討を促すものであります。

通常の学級への変更によって、障がいによる

困難さの改善を図る別室での指導、いわゆる 「通級による指導」が今度は必要となってまい ります。

県教育委員会では、市町村教育委員会に本通知の趣旨を説明し、正しい理解の周知を図ったところであります。併せまして、学びを支える通級による指導充実事業により、高等学校を含めた「通級による指導」の拡充にも取り組んでおります。

今後とも、本通知の理解促進と、一人一人の 教育的ニーズに応じた指導の充実に取り組んで まいります。

○松本哲也議員 ぜひ保護者の方に混乱や不安 を払拭していただいて、児童生徒一人一人に適 した教育に努めていただきますようにお願いし ておきます。

私の最後の質問になりますが、社会教育士の 育成についてお尋ねいたします。

社会教育法第9条の2の規定に、都道府県及び市町村教育委員会に社会教育主事を置くとあります。社会教育主事は発令が必要ですが、2020年に制度が変更され、新たに「社会教育士」という文部科学省が認定する称号ができました。

社会教育主事は教育色が強いところがありましたが、社会教育士となると地域社会の課題に向き合うことが期待され、防災や福祉、まちづくりなどのように、多岐にわたる分野に関与できます。地方公共団体からNPO、企業、地域やボランティア活動などで活躍が期待されます。

12年前、文部科学省の補助事業であった学校 支援地域本部事業では、東日本大震災で避難所 となった学校などにおいて、コーディネーター の活躍、活動が大きな評価を受けました。地域 とのつながり、学校や家庭の連携にコーディネーターの存在が大きな役割を果たし、避難所において、自治組織の立ち上げなどが順調に進んだことによるものです。まさにこの役割が、防災分野で活躍する社会教育士です。健康づくりに関わる事例も全国にはあります。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて3年、様々な活動や行動が自粛制限されてきました。これまでの3年間で、私たちの日常生活における地域社会の希薄化は急激に進み、深刻な状況と捉えるべきだと感じています。

加えて、デジタル化の取組の激変とも言える 発展によりまして、社会環境が大きく変化しま した。この3年間を取り戻すためには、地域に おけるリーダー的な存在、私が願う社会教育士 がコロナ後の地域社会・コミュニティーの再生 のために必要であり、そのために育成に取り組 む必要があると感じています。

そこでお伺いいたします。これからの地域コミュニティーの再生を支える社会教育士の育成について、県の考えを教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 社会教育士は、地域コミュニティーにおいて、今後、大切な役割を担っていくと認識しております。

現在、地域における人間関係の希薄化が懸念される中、社会教育士など社会教育の専門性を持つ方々が、公民館や学校などにおいて、人と人をつなぎ、住民同士の活動を支援するコーディネーターとして活躍することがますます期待されます。

県教育委員会といたしましては、毎年職員を 講習に派遣し、計画的に社会教育士の育成に向 けた支援を行うとともに、今後さらに、社会教 育士の活用についての好事例を研修会やSNS 等で県民に周知することで、地域コミュニティーの再生を支える人材育成と活用に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 県や市町村の職員、また退職者の方々の中には、社会教育主事の資格を持たれている方が多いと思っております。その方々は地域づくりに造詣が深い方です。ぜひ連携を図っていただきたいと思います。

地域のことをいろいろ考えて質問をつくらせていただきましたけれども、今こうして全ての質問を終えさせていただきますと、改めて、今回の皆様方の御答弁で、私が今後取り組むべき課題も見えてきたかと思っております。今後も、まちづくり、地域づくりは人づくりである、このことを私は考えておりますので、全力で取り組んでまいりますことを申し上げまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○濵砂 守議長 以上で一般質問は終わりました。

○濵砂 守議長 次に、今回提案されました議 案第1号から第26号まで及び報告第1号、第2 号の各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第22号から第25号まで採決

○濵砂 守議長 まず、公安委員会委員、人事 委員会委員及び収用委員会委員の任命、または 選任の同意についての議案第22号から第25号ま での各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項 の規定により、委員会の付託を省略して直ちに 審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○濵砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第22号から第25号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○濵砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。
 - 議案第1号から第21号まで及び第26号、 報告第1号、第2号並びに請願委員会 付託
- ○濵砂 守議長 次に、議案第1号から第21号 まで及び第26号、報告第1号、第2号の各号議 案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表の とおり、それぞれ関係の委員会に付託いたしま す。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日21日から27日までは、常任委員会、特別 委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、28日午前10時から、常任委員 長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時55分散会